

令和2年6月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
令和2年6月18日～19日

場 所 第2委員会室

令和2年6月18日(木曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告事項
 - ・令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
 - ・令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・新型コロナウイルス感染症経済対応方針について
 - ・宮崎県県民意識調査結果(令和元年度)の概要について
 - ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
 - ・令和元年度の移住実績について
 - ・産業人財育成プラットフォームの新たな展開について
 - ・宮崎県男女共同参画センターの次期指定管理候補者の選定について
 - ・県立芸術劇場の次期指定管理候補者の選定について
 - ・記紀編さん1300年記念事業の今年度の主な取組について

- ・県の情報化計画の見直しについて
- ・国民スポーツ大会に向けた陸上競技場等の基本設計について
- ・みやざき行財政改革プラン(第三期)に基づく行財政改革の取組について
- ・宮崎県東京学生寮の次期指定管理候補者の選定について

出席委員(8人)

委員	長	野崎幸士
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		山下寿
委員		佐藤雅洋
委員		来住一人
委員		井上紀代子

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡邊浩司
総合政策部次長 (政策推進担当)	重黒木清
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	酒匂重久
総合政策課長	渡久山武志
秘書広報課長	児玉憲明
広報戦略室長	松野義直
統計調査課長	磯崎史郎
総合交通課長	大東収
中山間・地域政策課長	川端輝治
産業政策課長	甲斐慎一郎

生活・協働・男女参画課長	山崎博信
交通・地域安全対策監	水口圭二
みやざき文化振興課長	兒玉さわ子
国民文化祭・障害者芸術文化祭課長	坂元修一
記紀編さん記念事業推進室長	河野龍彦
人権同和対策課長	後藤英一
情報政策課長	鎌田伸次
国民スポーツ大会準備課長	井上大輔

総務部

総務部長	吉村久人
危機管理統括監	藪田亨
総務部次長 (総務・市町村担当)	日高幹夫
県参事兼総務部次長 (財務担当)	小堀和幸
危機管理局長 兼危機管理課長	温水豊生
総務課長	園山俊彦
部参事兼人事課長	田村伸夫
行政改革推進室長	長谷川武
財政課長	石田渉
財産総合管理課長	蕪美知保
防災拠点庁舎整備室長	中武英俊
税務課長	三井芳朗
市町村課長	日高正勝
総務事務センター課長	齋藤謙
消防保安課長	佐藤勝重

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊大介
総務課主事	合田有希

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を説明させていただきます。

お手元にお配りしております常任委員会資料の目次を御覧いただきたいと思っております。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号そして議案第12号についてであります。

資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

今回は、いずれも国の臨時交付金等を活用しまして、新型コロナウイルス感染症対策として、補正予算をお願いするものであります。

総合政策部の令和2年度一般会計6月補正額でございますが、一般会計の表の一番下の合計欄にございますように、左から3列目の議案第1号の関係で1億8,156万6,000円、議案第12号

の関係では1億1,721万4,000円の増額であります。

補正後の一般会計予算額は、一番右側になりますが、191億4,199万7,000円となっております。

2ページから6ページにかけて、6月補正予算として計上しております各課の事業を掲載しております。内容につきましては、後ほど、担当課長から御説明させていただきます。

恐れ入りますが、目次にお戻りいただきたいと思っております。

IIの特別議案でございます。

報告第1号「令和2年度の宮崎県一般会計補正予算(第3号)」に関する専決処分の承認を求めるものでございます。詳細は担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、IIIの報告事項でございます。

令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について御報告をさせていただきます。

最後に、その他報告事項でございますが、御覧のとおり、計10件の報告事項をお願いしております。これらにつきましても、後ほど、担当課長より御説明をさせていただきます。

私からは以上であります。よろしくお願いたします。

○野崎委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大東総合交通課長 それでは、総合交通課の補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

総合交通課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、1億4,888万2,000円の増額補正をお願いしてお

ります。補正後の額につきましては、右から3列目、11億9,051万6,000円となります。

続きまして、5ページをお開きください。

上から5行目の(事項)地域交通ネットワーク推進費であります。

説明欄1の持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業の増額補正予算であります、地域間幹線系統維持支援強化(緊急支援)及び説明欄2にあります新規事業、公共交通利用促進事業につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明をいたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業の増額補正となります地域間幹線系統維持支援強化(緊急支援)でございます。

まず、1の事業の目的・背景についてでございます。

県民の移動手段であります地域間を結ぶバス路線について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、利用者が著しく減少しております。これに対しまして、緊急的な支援を行うことにより、当該路線の安定的な運行を確保し、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図るものでございます。

2の事業の概要であります。

予算額は1億3,223万2,000円、財源は一般財源、事業期間は令和2年度の単年度としております。

事業内容といたしましては、地域間幹線系統を運行するバス事業者に対して、定額で支援を行うものであります。

3の事業効果といたしましては、本県の重要な公共交通機関であります地域間幹線系統に対する支援を強化することによりまして、安全・

安心で安定したバスの運行が確保でき、県民の移動手段の維持・確保を図ることができると考えております。

続きまして、右側3ページを御覧ください。

新規事業、公共交通利用促進事業でございます。

1の事業の目的・背景につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして、利用者が著しく減少しております公共交通機関の利用回復を図るため、感染症の収束後において、観光需要や新たな交通結節点整備などと連動した利用促進に取り組み、公共交通機関の安定した運行の維持・確保を図ろうというものであります。

2の事業の概要につきましては、予算額が1,665万円、財源は一般財源、事業期間は令和2年度の単年度としております。

事業内容といたしましては、まず、①の地域交通の利用促進に対する支援としまして、宮崎県内の路線バス全線の1日乗り放題乗車券の割引に対する支援、また、鉄道事業者が実施します需要回復に向けた集客イベント等に対する支援を行うものであります。

また、②の長距離フェリー航路利用促進としまして、宮崎カーフェリーを利用する個人客に対する運賃割引に対する支援を行うものでございます。

3の事業効果としましては、県民の移動手段であります公共交通機関の利用促進に向けた取組を実施することによりまして、公共交通機関の需要回復と安定した運行を維持・確保をするとともに、県内経済の循環、活性化につなげることができると考えております。

説明は以上でございます。

○甲斐産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。

産業政策課の補正予算額は2,031万1,000円の増額補正で、補正後の額は9億6,771万1,000円となります。

9ページをお開きください。

上から5行目の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費であります。

説明欄の新規事業、地域密着型IT人材育成事業について、別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

1の事業の目的・背景でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、今後、離職者の増加など、県内の雇用環境が急速に悪化するおそれがあり、経営支援に加え、雇用の維持や新たな受皿づくりなどにも取り組む必要がございます。

このような中、収束後のポストコロナの世界においては、デジタル技術の普及など、Society 5.0社会の実現に向けた動きが加速化することや、テレワークの拡大などにより、この分野における人材不足が懸念されております。

このため、離職者等を主な対象としまして、IT技術の習得から県内企業への就職までを一貫して支援することにより、本県産業や社会の変革を支えるIT人材の育成や定着を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は2,031万1,000円であり、全額一般財源を予定しております。

事業の内容につきましては、下の図で御説明いたします。

本事業は、図の上のほうにありますIT研修を行う企業に対して業務委託を行うこととして

おります。

このIT研修企業が、左側の求職者と右側のIT企業との橋渡しを行い、ウェブを使った意見交換会や企業説明会等の実施を通じて、県内にどのようなIT企業があり、どのような業務を行っているのかを求職者にしっかりと伝えていただきます。新型コロナウイルス感染症の今後の状況によりましては、実際に対面する意見交換会等も検討してまいります。

IT技術と一口に言いましても、ウェブデザインやアプリ開発、他の産業を下支えするシステム開発など、多様な業務がありますので、学習の早い段階から、本人の状況や希望に合わせた適切なアドバイスをすることで、効果的なマッチングにつなげてまいりたいと考えております。

また、就職に必要な基礎知識や実践技術の習得につきましては、今回はオンライン、つまりウェブ上で行うことを原則としており、宮崎市等に通うことが困難な、遠隔地に住む求職者の方でも、技術の習得に努めていただくことができるようにしたいと考えております。

3の事業の効果であります。

県内IT企業との丁寧なマッチングを進めながら、技術的な研修を行うことによりまして、IT人材の育成や定着が図られるものと考えております。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料の7ページをお開きください。

特別議案、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

事業名、飲食店等「新しい生活様式」対応支援事業についてであります。

2の事業の目的でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、特に、

大きな打撃を受けた地域の飲食店等に対し、感染拡大防止のための新しい生活様式に対応する営業形態への移行を支援するものであります。

次に、3の事業の概要であります。

予算額は4億281万8,000円であります。

事業内容につきましては、まず①「新しい生活様式」に対応した営業形態への移行支援事業につきましては、対象となる飲食店に対して、消毒液、非接触型体温計、キャッシュレス機器等の購入や店舗のレイアウト変更、あるいは、換気設備の導入等を行う場合にかかる費用を補助するものであります。

次に、②、プレミアム付きテイクアウト・食事券発行事業につきましては、新しい生活様式に対応した営業形態への移行に取り組む飲食店で使用できるプレミアム付きテイクアウト・食事券を発行するものであります。

プレミアム付きテイクアウト・食事券につきましては、1セット6,500円分を5,000円で販売しております。発行部数は10万セット、総額6億5,000万円、利用期間は令和2年6月12日から令和2年8月31日まで、購入した商工会議所、商工会が所在する市町村内で御利用いただけます。

4の対象となる事業者につきましては、記載のとおりであります。

最後に、本事業の進捗状況について御報告いたします。

まず、①の「新しい生活様式」に対応した営業形態への移行支援につきましては、昨日現在、491件の申請をいただいております。内容が確認できた93件について、既に補助を行ったところあります。

また、②のプレミアム付きテイクアウト・食事券につきましては、先週12日の金曜日から販

売を開始しておりますけれども、17日現在、全10万セットの61.2%に当たる6万1,240セットを販売したところであります。

説明は以上であります。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の11ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額にありますとおり、1,237万3,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は、右から3列目、11億1,611万9,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

13ページをお開きください。

上から5行目の(事項)記紀編さん記念事業費の1,237万3,000円の増額であります。

まず、説明欄1のみやざきの「宝」を世界ブランドへ！神楽の魅力発信推進事業であります。

これは、昨年度に引き続き、大阪府の国立文楽劇場で行う神楽講演が日本博として採択されたことにより増額補正を行うものであります。事業費は487万3,000円で、財源は全額、日本芸術文化振興会からの受託料であります。

次に、2の新規事業、みんなで支え未来に繋げるみやざきの「宝」継承事業は、地方創生推進交付金の交付決定があったことから補正を行うものであります。別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の5ページをお開きください。

まず、1の事業の目的・背景であります。記紀編さん記念事業で掘り起こし、磨き上げてきた本県の宝である神話や伝承、神楽を伝え残

すとともに、地域はもとより行政、企業、団体等、多様な主体が神楽を支える仕組みづくりや神楽の魅力発信を行うことにより、みやざきの宝を生かした持続可能な地域づくりや観光誘客、関係人口創出を図ることを目的としております。

2の事業の概要であります。予算額は750万円、財源は2分の1の375万円が地方創生推進交付金、残りは県営電気事業みやざき創生基金と県外企業からの企業版ふるさと納税による寄附であり、事業期間は令和2年度の単年度であります。

事業内容につきましては、下の図で御説明いたします。

線で結んだ5つの楕円が取組の内容であります。

まず、一番下の県外での神楽公演は、これまでも実施してきたところでありますが、情報発信だけではなく、地域にとっては継承意識の向上につながっております。

その左、神楽を支えるリーダー研修会であります。

県内には、200を超える神楽があり、それぞれ後継者の確保など、課題を抱えておりますが、現状では情報交換をする場がございません。このため、神楽を今後も継承しながら地域づくりにつなげていくために、課題と方策を共有する場として研修会を開催するものであります。

その上の子ども神楽の発表の場の提供は、子供たちが将来、地域に残り、あるいは地域に帰ってきてもらうために、県として、子ども神楽をさらに盛り上げ、次代を担う地域の人材の育成につなげていこうというものであります。

右に参りまして、日向神話の漫画本であります。

神楽は、神話の世界を表現した民俗芸能であ

りますことから、ストーリー性を重視した漫画を制作し、多くの子供たちに日向神話に親しんでもらい、郷土への愛着と誇りの醸成につなげたいと考えております。

その下、企業、団体等による神楽の支援であります。例えば、企業の従業員が神楽の準備や練習のために地元に戻る場合に、企業が休暇取得を奨励したり、企業として中山間盛り上げ隊に登録し、神楽の準備を手伝うなど、企業・団体等が神楽を支援する仕組みづくりを行ってまいります。

最後に、3の事業効果であります。このような取組により、神話や伝承、神楽を通じた郷土への愛着や誇りの醸成が図られるとともに、少子高齢化、人口減少が進む中で、本県が誇る文化資源の継承と地域の維持・存続につながっていくものと考えております。

説明は以上であります。

○大東総合交通課長 続きまして、総合交通課の追加補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料(議案第12号)の3ページをお開きください。

総合交通課の追加補正予算につきましては、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、1億1,721万4,000円の増額補正をお願いしております。

補正後の額につきましては、右から3列目、13億773万円となっております。

5ページをお開きください。

上から5行目の(事項)地域交通ネットワーク推進費であります。

説明欄1の新規事業、交通事業者感染拡大防止緊急対策事業につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の6ページを御覧ください。

新規事業、交通事業者感染拡大防止緊急対策事業であります。

1の事業の目的・背景についてであります。

明日、6月19日以降、県をまたぐ人の移動自粛が段階的に緩和される方針の下、県内では、小中学生の修学旅行が計画され、また、7月以降は、徐々に観光需要を含む県内外の往来が拡大していくことが予想されます。

このような中で、県内外の方々が安心して移動するためには、交通機関において、感染拡大防止対策が講じられていることが必要不可欠でございますので、これからの、コロナとともに生きていく社会において、県民生活と経済活動を支える交通機能の維持を図るため、交通事業者が実施します感染拡大防止の取組を支援するものであります。

2の事業の概要につきましては、予算額が1億1,721万4,000円、財源は一般財源、事業期間は令和2年度の単年度としております。

事業内容といたしましては、国の2次補正による国庫補助事業の対象外となる交通事業者が実施する感染拡大防止の取組に要する経費を支援するものでございまして、具体的には①から③にありますとおり、高速バス、貸切バス、タクシー、自動車代行及び長距離フェリーにおける感染拡大防止対策に対する支援を行うものであります。

3の事業効果といたしましては、交通機能の維持と感染拡大防止の徹底の両立に向けた取組を実施することにより、交通機関の需要を回復し、安定運行を維持するとともに、県内経済の活性化を図ることができると考えております。

説明は以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありませんか。

○坂口委員 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の事業に対する考え方について、こういった視点からの地域振興という方向性を出したのは平成の初めぐらい、たしか城倉さんが担当課長か次長の頃だったと思うんです。県内に眠っている何でもないもの、石ころも磨けば宝石になるということで、まず、地域資源として磨けば玉になるものを探そうというところから、ずっと始まってきて、30年近い歴史を持つこの理念の関連事業として、ずっと続いてきている事業だと思うんですね。

その中で、神楽についても、宮崎から全国に出で行ったり、ニューヨーク辺りに出ていったりとか、いろんなことをやってきて、その都度、制度の限界とかで、なかなか思うに任せないところがあって、大きい課題としてずっと来ているんですね。

だから、この間、宮崎の玉磨きというものを、どういう位置づけでやってこられたのかということと、それに対して、どれだけの成果があったのか、引き継いでいる課題が何なのかということを一回総括してみることも必要じゃないかなという気がするんです。

これは、直接、この事業に対してじゃないんですけど、その辺の考え方というのは内部で持つておられないものかどうか。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 御質問が広範にわたるので、私で答えられる部分についてお答えをしたいと思います。

記紀編さん記念事業は、宮崎の宝を磨き上げるという、その宮崎の宝は何なのかということ、記紀、古事記・日本書紀に描かれた、本県が日本発祥の場所であるということ、これは県民の皆さんもあまり知らないという状況がございました。

それを古事記編さん1300年である平成24年からこの記紀編さん記念事業に取り組んで、まず、県民に再認識いただこうと。それを、また県外にも情報発信をして、観光誘客とか地域づくりにつなげようということで始めたものであります。

すみません、やはり、記紀編さん記念事業の成果みたいなことになってしまっているんですけども、少なくとも、これによって、古事記、日本書紀にこの郷土が描かれているんだというところの認識は県民の皆さんに広がったと思っておりますし、新聞などを見るにつけ、県民の方々も記紀、神話とか神楽といった活動もかなり増えてきているというふうに思っております。

それを数字的に示すのであればいいのですが、なかなかないんですけども、例えば、宮崎日日新聞で、神話とか神楽がどれだけ取り上げられたのかということ、記紀編さん記念事業が始まる前の8年間と、記紀編さん事業が始まってからの8年間を比べてみますと、ワード検索で、神話では1.56倍になっています。それと、神楽という観点では1.47倍になっていますので、県民の方々にもこういう認知が広がって、最近ですと国文祭もあるものですから、例えば、ミュージカルとか演劇とか、そういった国文祭に向けた活動にもつながってきているというふうに思っております。

再認識が広がったということもありますし、観光誘客にも、この記念事業の事業を通じて、例えば、県外の大学の講師の先生がガイドとなってツアーにつながったりしているところであります。そういう状況でございます。

○坂口委員 それは1つの成功例で、やっぱり、神楽という磨けば光る玉に目を向けたということ。ただ、8年どころか数十年前から、もうそ

のことは指摘されていて、磨け磨けという意見があったわけで、ようやく、そこに入った1つの成功事例だと思うんです。

先ほど言ったように、城倉さんはなかなかアイデアマンだったとっているんですよ。何かぬきんでたものを持っておられた。

あの頃そういう話が出たときに、眠っているただの石の中で、例えば、石で言えばさざれ石とか、それから、お舟出の地をスタートとするいろんな玉ですね。海幸、山幸、それから波状岩、磨けば、いっぱい出てきていますよ。

新富町にも湯風呂という地区があって、神武天皇が入ったお風呂跡があるとかいっぱい出てきているんですね。ただ、地元じゃ磨きようもないし、発信のしようがない。そういったことをずっとやってきて、いまだに眠っているものを含めて総括する。これを成功事例としてですね。

だから、今後の計画の中でしっかり生かすためにも、一旦ここで総括してみるべきじゃないかと。この事業の評価とか、そんなことではないです。これは成功事例だから。

あえて言うなら、なぜ8年なのか。20年前から神楽と言われてますということだけど、スタートすれば、磨き上げられるということの評価して、前向きに捉えての今のお尋ねだったわけですから、それはまた、今後の課題としてください。

○川端中山間・地域政策課長 地域資源を磨いて発表していくというのは、まさしく当課の仕事でございまして、これまで、ふるさと創生の頃から連綿といろいろ地域の資源を生かしながら、地域開発であったり、観光開発であったりとか、そういう取組をしております。

今の時点では、地域資源ブランドということ

で、県北の祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、高千穂郷の世界農業遺産ですとか西都原の日本遺産、そういったものを地域資源ブランドという形で位置づけまして、よりPRしていく取組をしておりますし、さらには、まだ本県の中で活用されてない資源を生かして、新たに玉として磨いていこうという取組に市町村と連携しながら取り組んでおります。

ちょうど今、宮崎日日新聞に秋本治さんの連載が載っておりますけれども、あれも、五ヶ瀬の雪をスキー場にまで開発していただいた、当時、当課も含めて、いろいろ応援をさせていただいた記憶がございます。そういった地域の取組を、地域の資源を磨いて活用していくことが何よりも大事ではないかという思いで取り組んでいるところでございます。

○坂口委員 ぜひ、それを積極的に。もっと言えば、まず、玉はどういうものがあるのか、県民の人、我々が知らないものもいっぱいあると思うんですね。

例えば、この前の議会で、武田議員の地元の宝というものを聞いたら、そうなんだと思いましたけど、まずは何が眠っているかということ。市長さんと連携を取られるのなら、地域でのこれを磨けば玉になるんじゃないかというのを全て挙げさせて、そして、まずはふるいにかける事業からやっていくことが必要かなと思いました。なぜ総括がこのタイミングかということ、やっぱり、記紀編さん1300年というのは、宮崎の1つの大きな節目としてやられたわけです。

その事業というのは、まだスタートしたばかりぐらいの成果しか上がってないですよ。平成の時代とともに、ずっと取り組んできた事業だけど、なかなか磨き上げられていない。だから、そういった節目を機に、新たな発想で何が

あるのか、今まで見つけてきた原石はなぜ磨けないのか、磨く途中であと何が要るのかというようなことを、一回総括してみても、1つの節目にされたらどうですかということで、個別の事業を聞いているんじゃないんですよ。考え方として聞いていて、これは総合政策部長、もし何かあれば。

○渡邊総合政策部長 坂口委員から御意見いただきましたことをしっかりと受け止めたいと思います。

城倉課長の頃となると、もう30年来の頃から原石を磨いていこうという取組を進めてきているところでもあります。

その中で、今回は記紀編さん1300年に向けて、8年間にわたって事業を進めてきたということもございます。1300年という節目の年に当たりますので、今までの取組の成果、そして、まだ知られていない、眠っている宝もいろいろあると思いますので、今までの成果の検証、そして課題を導き出した上で、さらに、それを今後どう磨いていくのか、その辺りのことをしっかりと受け止めて、前に進めていきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひ、そういう節目にさせていただけると。その後にリゾート構想、アグリトピア構想、あるいは地域経済圏構想だというものが出てきた。そのときは、松の木が宝だったり、あるいは、工業団地がまだ磨けば宝になる核だったりしていたわけです。

だから、その延長線上で何かを仕上げてきている。そこに何かがあって、原因があって、そこに結果があるということで、石探しをされる節目にしたらどうかなど。あまり深い意味を持たない、考え方としての質問だったということで、ぜひよろしく申し上げます。

○丸山委員 公共交通利用促進の事業について、私は必要なことだと思っているんですけど、このイメージ図の中では、飛行機が対象となっていないのですが、カーフェリーも支援することによって、宮崎は新幹線もないところでありますので、飛行機に対する支援というのと同じくらい重要ではないかと思っています。明日から移動制限がほぼなくなって、また、段階的にどんどん変わっていきませんが、飛行機が抜けているのは、何か意図があるのでしょうか。

○大東総合交通課長 今回の事業の構築に当たりましては、委員がおっしゃるとおり、段階的に対策を講じていくという考え方に立っております。

今回の事業におきましては、バスなどを使つての域内での移動について、まず促進をしていこうというのが基本的な考え方でございます。

あと、フェリーにつきましては、これは減便とか、そういった措置が取られておりません。ずっと継続して運航されているということで、これについては、今すぐでも、あるいは、移動自粛が緩和されれば、直ちに着手できるということで、今回の事業として構築させていただきました。

航空路線につきましては、現在の東京便は*1日2便しか飛んでいません。大阪についても同様でございます。また、航空会社から具体的な増便の計画が示されていない状況にもありますので、今後、需要が先か、増便が先かという議論はあるんですけども、そういった航空会社の動きがある程度つかめてきた段階で、次の手があれば、航空路線を使った、遠いところからお客さんをお呼びするというふうな対策を講じていきたいと考えております。

※21ページに訂正発言あり

○丸山委員 段階的にというのはよく分かりませんが、早めに手を打っておかないと、先ほど言いましたように宮崎は新幹線もなく、やはり飛行機は非常に大きなファクターを占めていると思っておりますので、しっかり対応をしていただきたい。

予算がないと、結局後手後手になってしまうんじゃないかと思っておりますので、できるだけ早く、これは航空会社、空港ビルと連携しながら、速やかに何かできるような形を。ここは本当に宮崎県の生命線の1つだと思っておりますので、取組をお願いします。

引き続き、7ページのプレミアム付きテイクアウト・食事券についてなんですが、61%ほど販売済みということなんですけど、これは各商工会議所、また商工会において差があるのか、もしくは押しなべて61%なのかということをお教えください。

○甲斐産業政策課長 今回の販売に当たりましては、3密を避けるために、平準化してお客さんが購入できるような予約システムを導入しております。

そういった中で、やはり、都市部を中心に販売が進んでおまして、予約ベースで言いますと、今、県内全域で平均すると85%ぐらい予約が入っていて、そのうち既に購入に至ったものが61%になっております。

ただ、宮崎市では、もう残りは僅かということで、予約はしているけれども、実際には購入に來られなかった方の分を販売中ですので、そういったものがまだ少し残っているという程度でございまして、今ほぼなくなりつつある状況です。

ただ周辺部、特に山間部におきましては、まだ残っておりますので、そういったところでお

買い求めいただければと考えているところでございます。

○丸山委員 あと、お店の登録が全体で何件なのかをお教えください。

○甲斐産業政策課長 登録店舗数なんですけれども、飲食業の営業許可を持っているところが、約6,800ございますが、その中で、現在登録いただいているのが1,882店舗でございます。今も日々登録の申請をいただいている状況で、随時、登録をしているところでございます。

商工会、商工会議所、それから各飲食業団体等にもお願いしながら、今、登録店舗のほうも追加のお願いをしているところでございます。

○丸山委員 新しい生活様式も促進しながらということですが、6,800のうち1,882店舗ということで、なかなか皆さん新しい生活様式に対応できないという状況なのか。3密を避けるために席を少し減らしたりとかすると、経営が難しくなったりとか、恐らくそういうこともあると思いますし、なおかつ、今回は審査が厳し過ぎると登録できないというようなジレンマがあると思っておりますが、現場での手続上の問題について改めて教えていただきたいと思っております。

○甲斐産業政策課長 今回の事業の目的としましては、新しい生活様式に移行するために、消毒液とか、そういった必要なものの公助補助を設けて、それを使って、店舗を新しい生活様式に対応できるように移行していただくというものと、併せて、そういった飲食店にぜひ出かけていただきたいという食事券の二本立てで考えたところです。補助のほうも、今、順次申請をいただいている状況ですが、まだ少ないところがありますので、引き続きいろんな団体等を通じて、ぜひ利用をということでお願いしており

まして、今、徐々に利用も増えてきているところでございます。

委員がおっしゃったように、実際、現場からは、新しい生活様式への移行で、なかなか席を減らしたりとかということが難しいので、今回の登録はやめようかというお声も聞いたりはしておりますけれども、今後まだウィズコロナの時期は続くと考えておりますので、ぜひ、どちらも利用いただくように呼びかけをしていきたいと考えております。

○丸山委員 新しい生活様式を真面目にやればやるほどなかなか難しい面もありますし、また、経済を回すためにはどうすればいいのか非常に頭を悩ます問題です。もし感染症が発生すると、店自体への影響が非常に大きいと思いますので、本当にどう進めていくのか私自身も悩んでいるというか、本当にこの店は大丈夫なのかとか、悩んだりすることもあるものですから。ニシタチでは、いろいろな券を出したりとか、非常に動きはしているけども、本当に大丈夫なのかははっきり分からないのが実態で、県もマークを出したりしているんですが、本当に大丈夫なのかなと思ったりします。ガイドラインを本当に守っているのだろうかとか、ガイドラインがだんだん緩んでいってしまうんじゃないかという思いもあるものですから、今後その辺を誰がどうチェックしていくのかというコンセプトはまとまっているのでしょうか。

○甲斐産業政策課長 こちらの補助金にしる、食事券の登録店舗にしる、申請をいただく段階で、ガイドラインを遵守しますということは確認するように、様式の中でお願いをしております。

ただ、それをどこまでというところは、当然、店舗の状況によっても随分違います。換気がい

いところ、悪いところ、それから、もともと店舗が狭いところ、広いところ、いろいろございますので、なかなか一律の基準が難しいところがございまして、我々も、その加減は非常に悩みながらなんですけど、基本的には、自主的な判断をお願いをしているところでありまして。ガイドライン等をお示ししながら、ぜひ遵守をということで、呼びかけをさせていただいているところでございます。

○丸山委員 東京でも夜12時まで営業できるようになって、しかし、その中でも感染が広がっていている事例もあるという報道等もありますので、具体的に、どういうところが感染の要因だったのかという情報をいただいて、こういうところが感染の可能性が高いということが分かれば、県からしっかりガイドラインを守ってくださいというような通知を出してほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○甲斐産業政策課長 それは、福祉保健部のほうとも今、いろいろ情報交換をしながら進めておりまして、福祉保健部としても、そういったことを新聞広告だったり、様々な手段で情報提供をされていると聞いております。

我々としても、福祉保健部と一緒に、その辺りの情報提供を続けてまいりたいと考えております。

○来住委員 総合交通課にお聞きします。

資料の3ページで、私が聞き漏らしたのかもかもしれませんが、事業内容の②長距離フェリー航路利用促進、それと、宮崎カーフェリーを利用する個人客に対する運賃割引の支援となっている。これは同一なのかなと思うんですけど、宮崎カーフェリーを利用する個人客に対する運賃割引の支援というのは、具体的には、お客さんに対して支援するのか、それとも、割引をし

てくれたフェリー会社のほうに支援するのか、それは何割なのか、そこをもう少し教えていただきたいと思います。

○大東総合交通課長 この見出しの長距離フェリーと宮崎カーフェリーというのは同じ意味でございます。

補助のやり方としましては、お客さんを割引運賃で乗せたフェリー会社に対して補助をすることで考えております。その補助率につきましては、お1人1,000円の割引ということで、1万5,000人分の3分の1であります500万円の補助を予定しています。

○来住委員 分かりました。

それから、4ページの地域密着型IT人材育成事業なんですけど、IT研修企業に委託をされることになると思うんですけど、このIT企業は県内なのか、県外も含めてなのか、そして何社あるのか、そこをちょっと教えてください。

○甲斐産業政策課長 今、県内の研修ができる企業を2社募集するように考えております。1社当たり30名の講座で、2社で60名の研修をやるということで検討しています。

○来住委員 現実には、県内には2社あるわけですね。まだほかにもあるわけじゃなくて、2社あって、その2社に対して委託をすることになるんですか。

○甲斐産業政策課長 このITの研修をやっている企業は幾つかございますけれども、ウェブを使って、要は、ネット上だけの研修というところが今県内にはなかなかございませんので、今回、この事業を通じまして、そういった環境の整備も進めていきたいと考えております。

○来住委員 問題ないと思うんですけど、今、国会では、例の電通が大問題になっていますが、そういうことにはならないんですね。

○甲斐産業政策課長 この事業をやるに当たって、実際にできる企業があるかということで、複数社にヒアリングをさせていただきまして、そういったところに、ぜひ手を挙げてくださいということで、もちろんその中で審査をして、2社を選考したいと考えております。

○井上委員 産業政策課にお尋ねしたいんですけど、お店の登録が今聞いただけでも非常に少ないんですね。8月31日までなので、登録店舗が少ないと問題があると思うんです。

確かに、ソーシャルディスタンスとか、そういうことを考えても、今のような時期に、経営体としてどうなのかという問題が出てくると思うんですね。

それについては、私も今回一般質問するに当たって、商工観光労働部と議論させていただいたところなんです。これからも持続できる経営体としてあるためには、やっぱり敏感でないといけないし、せっきくの政策が生きる形でちゃんと浸透しないといけない。ただお金を注げばいいというだけでは駄目なので。

私も明日受け取りに行くんですけど、ネットで登録のお店を見ると、自分が日頃行っているお店なんかが入っていない場合もあるわけですね。だから、そういう使い勝手の悪いものはいかなものかと思うわけですよ。それをサービスと言うのか。サービスとは言い切れないと思うんです。

宮崎県内で、自分が応援したいお店ってほかにもあると思うんですよ。その登録するための情報は、なぜ届いていないのか。それとも、経営体そのものが、そこをちゃんと分かっていないのか、そこがちょっとおかしいと思うんです。

せっきく、これだけのお金を使うのに、それ

がちゃんと生かせないんじゃないのかなという思いがするんですけど、そこは、その敏感さがお互いに足りないというか、提供するほうも足りないし、提供される側も、それに対してただお金を幾らくれるのかということだけ丁寧では、ちょっと困る感じがするんです。そこをどんなふうに考えていますか。

○甲斐産業政策課長 移行のための補助金のほうで、今いろいろと、こういったもので使うということで問合せをいただいております、そこも丁寧に対応しておりますけれども、飲食店によっては、この感染症対策への理解がまだ十分でないところもございまして、こういう対象となるものの範囲について、いろんな意見交換をさせていただきながら、例えば、エアコンは対象になるんじゃないかということで問合せがあったりしますが、エアコンは単に空気を回しているだけなので、換気がないと駄目なんです。最近では、換気付のエアコンも出てきましたので、そういったものであればいいんですけど、そういったことを1社1社丁寧に御説明をしながらやっております。

ただ、登録のほうは、できるだけ早く飲食店に行くきっかけをつくりたいということで、福祉保健部が出されているガイドライン、各団体がつくられているガイドラインをしっかりと守っていただくことを誓約いただいて、登録をいただいているという状況でございます。

ただ、先ほども言いましたように、いろんな団体等にお願いする中では、やはり、移行を躊躇されているところは登録をためらっていらっしゃるといようなお声は聞いておりますので、こういったウィズコロナの時代では、そういったことが大事ですよという呼びかけは、引き続きやっていきたいと考えております。

○井上委員 そこは私も議論しているので、部局を超えて、ちゃんと議論してもらって。商工会議所とか商工会は受けているわけだから、受け元がそんなことでは、買ったほうは、どこでも行けると思っている人がいるかもしれない。それだと、またトラブルの原因になる可能性があるんで、やっぱり効果が出るように緻密にやっていただけるといいなと。せっきくの支援が支援にならない場合があったりすると困るので、そういうふうにしてもらいたいと思います。

もう一つ、キャッシュレス機器の購入とありますが、このキャッシュレスについてはばかにできないと思っているわけですよ。まだ、宮崎県内は、キャッシュレス化してないところが結構あるんですけど、Pay Payにしても、6月まで一部の店舗限定だったわけですが、そのときの割引率というのは10%あったりしたわけですよ。消費税の8%も超えて、10%返すところがあったわけですよ。

そうしたら、購買意欲が湧くわけですよ。買おうとする気持ちになっていくから、その店を選ぶわけですね。Pay Payが使えて、そして10%返ってくる。今、数%ぐらいしか返ってこなかったりするわけですけど、キャッシュレス化というのは、やっぱり見逃せないところがあると思うんですね。

だから、せっきく専決処分までして、これだけいい事業をしようとしているのに、丁寧さがちょっと足りないのか、それとも受け取る側の経営体が緩いのか、そこをすごく心配しているんですよ。大変だからという言い方はすごく分かるんだけど、大変だったら生き残っていくために何をすることかということができないと、金を注いだけれども、全部倒れていくみたいなことでは、ちょっとまずいんじゃないかなと思う

んですね。

だから、そこを両方で、ちゃんと支援いただくところは支援していただく、県民から支援をいただくところは支援をいただかないといけないんだけど、事業としてやるほうの側はもっと丁寧にしないと、これで本当に効果が出るのかなと思う。

実際使おうとしたら、こんなことじゃないみたいな話にならないか。キャッシュレス化もなかなか浸透しないじゃないかという話になってくると、ちょっと違うんじゃないかなと思うんです。

このキャッシュレス化は本当に見逃せないところなので、これができるということになれば、随分違ってくると思うんですよ。だから、経営体に向かってもっと丁寧に宣伝をしてほしい。この食事券も大切なんだけど、この体制を整える、経営体をきちんとしますということもちゃんとやっていただかないと、先ほど、丸山委員が何度も言われたように、安心していけるのかとなってしまいますよね。

生き残っていけるところはどこかというのと、限定されるじゃないですか。それでいいのかと。宮崎の商店街を守るにはどうしたらいいのかとか、飲食店街を守るにはどうしたらいいのかと、行政が持っているスタンスはどこで生かされるのかという気持ちがあるので、そこをちょっと丁寧にやっていただきたい。

○甲斐産業政策課長 できるだけ早くお届けしたいという思いで、スピード感を持ってやってきたところです。商工会議所、商工会、それから、飲食業の各団体とも意見交換しながら進めてまいりました。

ただ、委員がおっしゃるように、まだ十分足りていないところはございますので、これから

2か月半ございますし、家族で行けば、1～2回で消費する量でもありますので、飲食店の活性化にもつながることをもう少ししっかりお伝えしつつ、ちゃんと移行が——委員が心配されているように、各団体ともしっかり意見交換をさせていただいて、この補助金と食事券の両方がセットになっているということをもっと丁寧に御説明していきたいと思っています。

○井上委員 財源を使って政策を実行したら、その効果として何を求めるのかということを確認にして、そこでちゃんとした答えをしっかりと受け止めるという力を持っていただきたいなと思います。

次に、総合交通課にお尋ねしたいんですが、常に利用促進と言われるんだけど、この利用促進のところがうまく実態と合致しているのかなということがちょっと気になる場所なんです。

バス事業者にただお金をやるだけ、それだけを主眼に考えていたら、本当の意味でバス幹線を残していけるのかなというのがちょっと疑問なんです。やっぱりここはバス事業者もそうだけど、行政側も知恵を絞らないと、このままで本当にいいのかなという気がします。

小さい金額ならいいですよ。でもやっぱり、大きい金額をずっと使い続けていくわけだから、今までもそうだけど、これからもそうなるんじゃないだろうかという気がするので、もう少し知恵の絞りようがないかなと思います。

それと、公共交通利用促進事業のところで、このサービスで利用促進が本当にできるのかどうかちょっと分からないですね。利用促進になるのかどうか、事業効果も含めてだけでも、そこをもっと丁寧に精査する必要があるんじゃないかなと思う。

路線を残していくことだけを主眼にすれば、

このままでいいのかもしれないけど、JRじゃないけど、じゃあこれで廃線ですと言われて、それで終わりなのかよという感じになってしまうので、そこは、もうちょっと知恵の絞りようがあっていいのではないかと思うんですけど、どうですか。

○大東総合交通課長 今回の補正予算でお願いしております事業につきましては、委員のおっしゃるとおり、赤字が増える分について、いわば安定して運行していただくということが主眼となっているのはたしかでございます。

一方で、本年度当初予算におきましては、今回、持続可能な地域交通ネットワーク構築という見出しをつけておりますけれども、やっぱり、こういう広域的なバス路線でありますとか、その先にありますコミュニティバスでありますとか、そういったところをいかにうまくつなげて利用促進を図っていくかという視点で事業はつくっているところでございます。

また一方、この地域幹線系統の補助金の交付に当たりまして、路線ごとに、バス事業者と市町村による利用促進、さらには、こういった方々をターゲットとして、より乗車してもらうかといったような改善をすることが要件となっております。

それがうまくいっている路線、うまくいっていない路線、いろいろありますけれども、そういった取組を引き続き行っていくことで、広域、域内も含めていかに路線バスを維持できるかということも考えていきたいと考えております。

○井上委員 利用する人たちはどういう人たちなのかとか、利用を必要としている人たちがどういう人たちなのかということをお考えたときに、バス事業者任せでいいのかということについて、やっぱりどこかでちゃんと答えを出す必要があ

るんじゃないかなど。幹線を残ささえすれば、赤字をお互いで埋めてバスが通っていさえすればいい、バスの姿を見るだけでいいということにしてしまうのか、やっぱりしっかり議論していく必要があると思う。

だから、どこがバスを持っていて、どんなふうにするのかも含めて、ちょっと考えて知恵を絞る必要がある。それはどこかでやらないといけないんじゃないでしょうか。

バス事業者の方にしてみれば、赤字の路線を維持していくというときには、それに対する政策的対価がないと維持することは不可能だと思う。お互いがウィン・ウィンになって、いい関係になれるようにしていかないと、もう、今のままでいくと、そんなに楽しい結果が出てくるようには思えないので、そこをちょっと工夫していただくといいかなと思う。

地域交通利用促進のための補助金なんかでも、宮崎県内路線バス全線1日乗り放題——これは観光客のためなんだろうと思うんだけど、宮崎市内とか県内のどこかにいる人が、1日バスを乗り回しているかといったら、そんなことはないのね。

だから、ちょっとありようを変えていくというか、使ったお金が効果が出るように、何かできないのかというのを工夫してもらえるといいかなと思う。別にこれが、全部議案として悪いと言っているわけではないけど、これからのことをちょっと考えてもらえたらいいかなと思う。

○大東総合交通課長 もうおっしゃるとおりでございます。国においても、地域公共交通活性化法という法律が改正になりました。その法律では、各自治体において地域交通計画といったものを作成することが課せられておりますし、県におきましても、その計画づくりに積極的に

コミットしていくというふうなことが定められたところがございますので、しっかりと市町村とも議論しながら、バス事業者とも議論しながら取り組んでまいりたいと思います。

○坂口委員 関連で、今回の緊急経済対策の交付金に始まる事業の性格と、それから常在する本県の課題に対して取り組む事業、永遠のテーマに近いぐらいのものから中長期的なテーマというものの2つに分けて考えるべきだと思うんです。

今回の緊急経済対策というのは、借金に借金を重ねて、今の停滞しているこの経済の穴、お金を経済社会に補填していこうと、まず、動く通貨量を元に戻そうというもの。その中で、あわよくばコロナに対して、少しでも善処していこうという、その目的に使っていこうというもの。だから、完結型の予算じゃないと思うんですね。

大きくは、緊急経済対策交付金と、それから、感染症拡大防止という、これは自由度はうたいながら完全なひも付の交付金だと思うんですね。

この交付金の何割かが地域で本当に有効に使える、経済の復興につながる観点から使ってもいい、それから直面している緊急課題に使ってもいいという自由度のあるものが、この交付金の中に、本当の交付金の趣旨に沿ったものがあると思うんです。

これで、とにかく緊急的に守る。そして、この期間を生き延びる。その結果として、第2の効果として、経済波及効果もありますよということで、現金を民間に流していこうというのが1つあると思うから、私は決してこの考え方は悪くないと思うんです。

それと、本県にずっと存在している課題には、通常の一般的な予算で対応していく、通常、当

初予算なんかで組まれる補正予算じゃないものの性格だと思うんです。

だから、今のもそうですけど、やっぱり否定すべきじゃない。例えば、農政では地頭鶏が売れなくなった、冷蔵庫を借りましょう。牛肉が売れなくなった、冷蔵庫をいっぱいにしましょう。じゃあ、いつまで続くの、今、借り上げている冷蔵庫で間に合うの、それは分からない。だけれども、緊急的にとにかく肉を腐らせない。そして、子牛を肥育できるようにしていこう。魚を捕っても、とにかく商えるようにしていこうということで、いろんなことをやっていますよね。

これはBバイCなんていうのは、誰も責任を持ってないですよ。それでもやらないといけない事業です。それは国がせっかくこさえた金で宮崎の経済全体をいかに活性化させていくか。それが第一の目的。

第2はやっぱり、影響が大きいところをいかに守っていくか。それが主たる目的です。でもそれで成功するのか誰にも分からない。いつ終わるか分からないんです。金がいつまで続くか分からない。長引けば、この次、また第3次の補正を国にお願いしないと乗り切れないというのがこれだと思うんです。

でも、冷蔵庫にせよ、あるいはフェリーにせよ、この事業は終わって、通常のベースとして宮崎になくってはならない事業というものは、通常の予算、あるいは事業の組み方で毎年対応していくというのが考え方で、今回BバイCは誰にも分からないです。

100%みんな救えるかって、分からないですよ。ある金を全部つぎ込んで、これで打ち止めですよ、ないんですから。だから、制度的に地方が赤字の地方債を出せるようにというお願いを今

しているわけです。これがあれば、またやっていけるとか、だから、そこをはっきり執行部の皆さんも遠慮せずに。この経済対策はBバイCを求める場じゃないと思うんです。

そこははっきりした考え方。これは総務部に聞こうと思ったんですけど、ほかの部もそういう事業をいっぱい持っています。

冷蔵庫を借り上げて、そこに肉を入れさせましょう。その事業で、この産業を守れるんですかと言ったら、もういっぱいになったら分かりませんと。次、また借りるんですか、いや、空いている冷蔵庫があるかないかも分からないし、金も国がくれるかどうかも分かりませんというのが今の率直なところ。それでも認めて歳出をしていかないといけないのが、この緊急経済対策の予算だと思うんですけど、そこはしっかりと自信を持ってというか、そこはびしゃっと対応されていていいと思うんです。

○井上委員 私はBバイCを言っているわけじゃないんですよ。

プレミアム付きテイクアウト・食事券もそうなんだけど、6,800店舗にきちんとそれが届くようにしてくれと言っているわけ。せっかく予算を使うなら、その予算を使って、救いたい人は誰なのかと言ったら、この店舗の人たちを救いたいわけだから、救いたい人たちのところに声が届かないと、何も知りませんでしたじゃ困ると言っているわけ。

じゃあ、そこに声が届いたとして、さっき、丸山委員も言われたように、新しい生活様式、リフォームするところまで手が届かないというんだったら、別の政策をしないといけないのではないか、手当てをしないといけないのではないかということ。

だから、本当に救いたいのは誰なのかという

こと、今何をすべきなのかという、そこは私も坂口委員と違ってないわけけれども、だから、効果をというのは、その救いたい人のため。このコロナで緊急事態と書いてある。だから、その救いたい人は誰で、その救いたい人のところにきちんと手が伸びているかどうかというのを確認してくれと言っているわけ。

だから、バス事業者に金をやるのもしようがないと思う。これも緊急事態、全部そうなんだけど、分かるけど、やっぱりその人たちも経営体としてきちんと生き延びていくということを考えていただきたい。それは求めてもいいんじゃないかと言っているだけなのね。

そこは、今回一般質問をするに当たって、いろんな部が来てくださったから議論させていただいた内容なんだけど、今、結果がどうこうと、今救えばいいというんだったら、なおさら国のようにあんなに時間かけて、お金が全然来ないような状況をつくっていいのかと思う。だから、早めに手が届くようにしなければいけないということについては事実だと思う。だったら、その情報はきちんとその人たちに届くようにしなさいよということをやっているわけ。

○坂口委員 もうやめてるから分からないけど、うちも昔、小さい商店やっていたとき、こういうことは全て商工会を通してきていました。商工会が手続もしてくれていた。あれだけの広報活動をやっているわけだから、原則、経営者責任でその情報はゲットできるということで、今も変わらないんじゃないかなと思うんですけど。もう商売をやめたから分からないけど、以前はそうでした。

こういう制度事業なんかは、商工会が申請する人はいつまでにこうやってくれ、何を持ってきてくれ、代行でやります。それじゃあまた、

指導員が商工会の事務局に委託。今は広域でやっているから、そこまで手厚くないのかもしれないけど、それができていなければ、井上委員が言うように、何らかの方法で全員に周知させる。

商工会は組織率が悪いですから。商工会に入っていない人たちをどうやるかだけれども、そこがもし漏れているのであれば、今の指摘に応える対応が必要かなと思うけど、やっぱりそこは役割分担で役場、商工会、あるいは商工会議所、その指導員、あるいは総合案内的なことだったら総務ですかね。そこら辺はしっかりされたほうがいいけど、うちが商売やっていた頃は来てましたけどね。

○渡邊総合政策部長 坂口委員と井上委員から、非常に大きなお話をいただいたところでありませう。

まず、坂口委員のほうから2つあると。永遠のテーマであるもの、これが人口減少対策でありました農水産業ですとかインフラ整備とか、必ずやらないといけないものはある。それはそれとして、今回のコロナの発生という、まさに非常事態の中で何をやらないといけないのか。

それで今回、6月補正をお願いしているところですが、これにつきましては、後ほど御説明をさせていただきますが、経済対応方針をつくりました。これをつくるに当たりましては、県内の様々な団体の方々から生の意見を頂戴して、市町村からも生の御意見をいただいた、そういう中で方針をつくって、それを具体の事業として御提案させていただいているのが今回の様々な全庁的な事業になります。

そういう中で、井上委員からございました、必要なところに必要な施策を届けるということがとても大事だと思っております。そうした中で、今回は本当に緊急事態ということで、まさ

に出血を止めることが大事だと思っております、これもフェーズごとに必要となるものはどんどん変わってくると思います。

そういう中で、段階を追って言えば、まずは応援消費から始まって、県内を温めて、それから隣県、九州、そして全国、将来的には外国との交流ということもあると思いますけれども、まずは出血を止める。本当に必要なところに施策が及んでいくようなことが必要だと思っておりますので、井上委員から御指摘のあったことについても、しっかりと、必要としている業者さんにこの話が届くように、周知徹底、その辺りのことも、基本的なことを改めて徹底させていきたいなと思っております。

○佐藤委員 5ページの、みんなで支え未来に繋げるみやぎの「宝」継承事業について、坂口委員も質問されましたが、磨き上げてきた本県の宝である神話、伝承、神楽を伝え残すと、非常にいい事業だと思います。子ども神楽を発表する場の提供や多様な主体が神楽を支える地域づくり事業ということなんですが、今の神楽の現状をどう捉えておられるのか。

先ほど、神楽を支える団体が200以上あるということでしたけれども、それは20年前と比べてときに減っていると思うんですよ。そして、その中で、夜神楽を33番、フルにやれる集落、神社、そういう地域もあれば、もうそれもできないと、朝から昼まで、極端に言えば、昼の1時間ぐらいとか、そういうふうに神楽の祭りもどんどん衰退してきている。

各地域の1つの村に1つの神社があり、それをやってきて、その集落が10軒ぐらいしかない場合は、もう支え切れなくなってやめてしまっているところが多々あるんですが、そこをしっかりとつかんでおられるのか。その現状をしっか

りつかむことが大事だと思うんです。今後どうなるかということも。

子供自体がないと子ども神楽もできないということもあります。そして、その子ども神楽を学校でやっているのか、集落主体でやっているのか、その辺もちょっと分からないんですが、どのくらいの子供たちが、どのくらいの規模でこの子ども神楽をやっているのか、その辺までつかんでおられますか。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 200を超える神楽が本県にはあると申し上げました。これは昔、県がまとめた資料によりますと、昭和16年、17年は倍ぐらいあったという状況でございます。

高度経済成長で減っていったって、20年前というのはデータとしてはないんですが、昨年、直接担当します教育委員会文化財課が、市町村を通して数を調べております。それによりますと、昨年は205の保存団体が神楽の活動をしているという状況であります。

それは減っているのかどうなのかということですが、7年前、平成24年、ちょうど記紀編さん記念事業が始まったときに文化財課が調査をしております、そのときには217の団体が活動をしておりました。それが休止をしたわけではありますが、217あったものが、子ども神楽中心のもので1つ増えて218になって、そして、昨年までの間に13が活動を休止しているという状況です。

休止というのは、3年以上活動を行っていないと、伝承者はいるんだけど、神楽の活動を行っていないという状況です。

それから、夜神楽から日神楽に変わっているというお話がございました。実態をつかんでおりませんが、確かに、例えばこの前、この事業

のために、日之影町役場の教育委員会の方と話をしましたら、最近はまだ2つぐらい、夜神楽から日神楽に変わっているという状況をお聞きしたところです。

夜神楽は特に33番舞いますので、当然、その舞い手の数も必要になってまいりますし、あるいは、賄いとか振る舞いとか、そういう地域の方々、たくさんの方々が必要になってきますが、人が減っていくと、やはり、どうやって維持していくのかということが課題になってくるので、やむを得ず、日神楽に変わっているのかなというふうに思っております。

あと、子ども神楽のお話がございましたが、この子ども神楽についても、しっかりした実態というのはつかんでおりません。ただ、教育委員会の文化財課が文化財愛護少年団という、これは市町村に登録をしてもらって、その数を把握しておりますが、文化財愛護少年団というのは、別に神楽に限らなくて、いろんな伝統文化に対して青少年が愛護活動をやっているというものなんですけれども、それが57団体あります。

そのうち、私のほうでピックアップしたところ、神楽に特化してやっているという愛護少年団は14であります。ただ、それ以外にも、新聞を見ますといろいろ、例えば、三納代神楽だったり日置神楽だったり、いろんなところで子供さんが舞っている姿は拝見できますので、数としてはちょっと把握できていませんが、子供さんがいらっしやることはいらっしやるかと。

けれども、いろんなところで話を聞いていくと、やはり子供の確保というか、後継者の確保が課題であるというのは、これはもう、どこに聞いても同じでございますので、こういった事業を通じて取り組んでいきたいと思っております。

ます。

○佐藤委員 団体はあるけれども、実際に神楽を奉納できていないとか、そういうことが多々あると思います。

団体数の推移だけではなくて、実際の神楽の奉納、夜神楽から日神楽になり、日神楽でも今年ではできないとか、ひがかりで不幸事があつたりしたときはできませんというようなことがあつて、だんだんする人はいなくなるんですよ。

そうやって弱体化していくのを止めなければ、持続可能な地域づくり、そして神楽を継承していくというのは厳しくなると思いますので、何年前からかの弱体化している現状をまずつかむ必要がある。

それを防がなければ、いろいろな催し、県外での神楽講演とかがあつたにしても、それは一部のできるところだけがするわけで、本来多くあつた各集落の神楽は、実はなくなってしまった。残ったところだけが残るということでは意味がないと思います。

やはり、その地域で守られてきたものをしっかり応援して、支えて持続させることにも目を向ける必要があるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

そして、このコロナで集まれないということで、さらに神楽の練習とかもできない。人が集まることに対する抵抗が出てきてしまえば、それを理由に、もう神楽はいいよという感じで、さらになくなってくのではないかなと思います。その実態を調査して、それを防ぐ、なくならないようにするというのを、ぜひお願いしたいと思います。

○野崎委員長 ほかにありませんか。

○大東総合交通課長 申し訳ありません。先ほどの丸山委員へのお答えの中で、数字が間違っ

ておりましたので訂正をさせていただきます。

航空便につきましては、羽田便が1日2便に減少したと申し上げましたが、正確には3便でございました。6月1日以降は、1日に4～5便まで復便をしております。明日以降の復便につきましては、現在、航空各社に早期復便をお願いしているところでございますけれども、なかなか慎重な判断をされているようでございます。

いずれにしても、既定予算の活用も含めて、スピード感を持って需要回復に努めてまいりたいと考えております。

○太田副委員長 確認の意味で、7ページの専決処分について、(4)内容の②の一番下に、購入した商工会議所等の所在する市町村で利用可能とあります。県としては、この縛りをかけたことによって、県内全ての地域の活性化が同時に行われるという思いを込めてされたんだろうなと理解したんですが、そうであれば、その割り振りは人口比でされたのか。

先ほど、売れ残りもありますと言われましたが、全ての地域でぜひ完売していただきたいんですよ。その辺の考え方を教えてください。

○甲斐産業政策課長 人口割と飲食店の店舗数の2つの指標を使いまして、両方を半々で加味して、まず案をつくりました。その案を各商工会議所、商工会に提示しまして、人口割でいくところなる、店舗数割でいくところなるけれども、どうでしょうか。

商工会によっては、こんなに売れないかなということ、減らしてほしいというところもあれば、もっとたくさん欲しいというところもありまして、そこは調整しながら、でもそんなに、人口割と店舗数割で極端な差は出ていませんけれども、そういう形で配分を決めたところです。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 総合政策部の令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。

常任委員会資料8ページをお開きください。

こちらは、令和元年11月及び令和2年2月の定例県議会におきまして、予算の繰越承認をいただいたものでありますが、繰越額が確定いたしましたので、今回、御報告させていただくものであります。

総合政策部では、表にありますように、5つの事業がございます。総合交通課の3事業、佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業420万円、バスロケーションシステム導入支援事業3,974万1,000円、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業1億1,147万4,000円、情報政策課の防災拠点庁舎県庁LAN設備事業1億3,546万4,000円、国民スポーツ大会準備課の県有体育施設整備事業8,434万3,000円でございます。

繰越しの理由としましては、表の右側にありますように、事業主体において、事業が繰越しとなるものや関連工事の遅れ、関係機関との調整に日時を要したことによるものであります。

以上でございます。

○野崎委員長 説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

○佐藤委員 西臼杵の高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について、ちょっと詳しく教えてください。

○大東総合交通課長 この事業につきましては、

鉄橋の撤去工事に参加しておりましたけれども、事業者において、地元との調整等に時間を要しまして、工事完了ができないということで繰越しとなったものでございます。

○佐藤委員 それはどこですか。

○大東総合交通課長 昨年度、撤去を予定していた延岡市の鉄橋についてでございます。

○佐藤委員 分かりました。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○渡久山総合政策課長 それでは、総合政策課から2件、御説明を申し上げます。

まず1件目、常任委員会資料10ページでございます。

新型コロナウイルス感染症経済対応方針について御説明申し上げます。こちらの概要版で御説明いたします。

この方針は、経済団体や市町村と意見交換を行った上で、今の緊急事態を乗り越えるために、現時点で、県として施策展開をする方向性を取りまとめたものでございます。今後、県として打ち出す対策の軸としていくものであります。

まずは1、現状認識について、県民生活と経済活動の観点から整理し、また2、これまでの取組について、3月以来、毎月、波状的に実施しております諸対策を3つの観点から整理いたしております。

右側の3、今後の方針では、口蹄疫からの再生・復興で培いました、県民が共有する防疫の意識などを生かして、新しい生活様式による感染防止対策を標準装備化し、いち早い経済再生

につなげること、目指すべき姿は、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会であること、また、進めていく上では、初めは、県内での経済循環を中心とし、その後、九州内、国内外へと経済交流の範囲を段階的に広げることなどをお示ししております。

施策につきましては、11ページを御覧ください。

感染拡大を防止することは、県民の命と健康を守ると同時に、経済活動を行うための基盤となります。こうした観点から、当面の施策展開の1番目として、感染拡大防止策による経済活動の基盤づくりを掲げております。

このしっかりとした基盤の上に乗る形で、地域経済の再始動とさらなる活性化に向けた取組や、持続可能な経済・社会づくりを加速する取組を進めてまいります。

また、さらに目を先に転じまして、国の行うG o T oキャンペーンに合わせた観光需要等の回復や移住受入れの促進など、収束に向けて希望の光を取り戻す取組も進めてまいりたいと考えております。

10ページにお戻りいただきまして、最後の6、今後の展望でございます。

感染症の拡大は、効率性追求への反省など、社会の在り方にも新たな変化をもたらすことが想定されています。県では、今後、民間有識者等との意見交換を通じて議論を進め、新たな時代における本県経済のさらなる発展に向けて、オールみやぎきで前進してまいりたい、そのような方針を取りまとめたところであります。

12ページからは、全文を掲載しております。

続きまして、常任委員会資料の20ページにお移りください。

2つ目のその他報告事項、令和元年度の宮崎

県県民意識調査の概要について説明を申し上げます。

この調査は、今後の県政運営や新たな施策の検討材料にしたり、あるいは、アクションプランの進捗管理を行うことなどを目的にしまして、平成16年度から毎年度実施してのものです。

今回は、今年2月に行いました調査でございます。県内在住の18歳以上の方3,500人を無作為に抽出しまして、郵送で調査表をお送りし、回答につきましては、郵送とインターネットどちらでも受け付ける形をとりました。結果的に、1,348人から御回答をいただき、回答率は38.5%でありました。

統計上、県民の意識を把握するに足りるサンプルの大きさは確保できておりますものの、回答率が低下傾向にあることへの対応が必要でございます。このため、平成28年度から質問数を絞り込んだり、インターネットによる回答受付を行ったりと、改善を図ってきており、今後もより回答しやすい工夫を検討してまいります。

32の質問からなる調査結果の詳細は別冊資料にまとめておりますが、常任委員会資料では、この中から5項目を抽出し、経年変化とともにお示ししております。

(1) 現在住んでいる地域に住み続けたい人の割合81.3%は、近年、わずかに上昇傾向です。しかし、アクションプランで目標としている令和4年度での85%には、まだ乖離がありますので、地域で暮らし続けられるための施策を、今後ともしっかり展開する必要があります。

(2) 子育てに関して不安感や負担感などをを感じる人の割合63%は、近年、やや増加傾向でありまして、子育て支援施策のさらなる充実への期待があることを示しております。

21ページに移りまして、(3) 医療体制の全般について満足している人の割合51.2%は、昨年度調査に比べて上昇が見られます。この調査では、詳細な要因まで分析はできませんけれども、県立宮崎病院の建て直し工事や宮崎市郡医師会病院の移転が進んでいることなどが影響しているのではないかと推測しております。

(4) 地産地消を意識し、実際に利用している人の割合は81.2%でございます。昨年度の調査に比べて上昇が見られます。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域での経済循環に関心が高まっておりますこの時期に、地産地消の意識がしっかりと県民の間に定着するように取り組んでまいりたいと思っております。

(5) 災害に対する備えをしている人の割合46.9%は、近年、ほぼ横ばいの状況です。アクションプランで目標としている令和4年度での55%との差は残っており、県民の意識啓発にさらに力を入れる必要がございます。

私からは以上でございます。

○大東総合交通課長 総合交通課からは、宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について御報告いたします。

常任委員会資料の22ページをお開きください。

まず、1の概要でございます。

宮崎カーフェリー株式会社は、本県経済の生命線ともいえます宮崎－神戸航路を運航しております。長期的な航路維持のために、昨年12月に新船建造契約を締結しまして、現在、詳細な設計作業を進めているところであります。

県といたしましては、当該航路の重要性を踏まえまして、新船建造費に対する貸付支援を行うこととしているところでございます。

2の経営状況を御覧ください。

まず、(1)の輸送量についてでございます。

運航便数につきましては、メンテナンスのためのドック欠航等が減少したこともありまして、696便となり、昨年度より8便の増となっております。しかし、貨物につきましては、昨年のゴールデンウィーク10連休の影響による輸送量の減、あと、大手の荷主さんの輸送ルートの変更といった事情もありまして、トラック台数で、前年比4,618台、1便当たり8台の減となっております。

また、旅客につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けたことによりまして、前年度に比べて4,942人、1便当たり10人の減となっております。

この貨物対策といたしまして、今年度におきましては、特に、土日の貨物増のための期間限定の特別料金の設定でありますとか、輸送行程、電源枠を調整して試験輸送を行うといったことにより、荷の獲得、さらには定着を図ることとしております。

旅客につきましては、この移動自粛の緩和に併せて利用促進を図る営業活動に取り組むこととしております。

次に、(2)の収支状況についてでございます。

これは、令和元年度決算見込みでございますけれども、売上高56億900万円に対しまして、営業費用が53億4,700万円、営業利益が2億6,200万円、経常利益が1億9,200万円となっております。

船舶の排気ガス規制に対応するための燃料費の増などによりまして、経常利益は前年度から減少しておりますけれども、会社の資金繰りを示す目安であります償却前営業利益につきましては9億6,300万円となっております。昨年度、お示ししました新船建造に係る長期事業計画上の計画値につきましては、経常利益、償却前営

業利益ともに、ほぼ確保できているところでございます。

次に、23ページを御覧ください。

新船の基本スペック等についてでございます。

新しい船につきましては、冬季における貨物ニーズに対応するため、大型トラック積載台数や冷蔵・冷凍用の電源を増加させるとともに、近年の旅行ニーズに合わせまして、客室の個室化を図ることを基本的な考え方としております。

昨年度議会においてお示ししたのから、特に大きな変更はございません。若干、トン数の変更、旅客人員の2名ほど減少といったところはございます。

次に、(2)の船体の安全対策についてでございます。

船舶の安全性に関する国際条約の発効に伴いまして、船体に設けるべき区画要件を定めた船舶区画規程が昨年12月に改正されました。今年1月以降に建造契約が締結された旅客船に関する損傷時復原性基準、いわゆるダメージスタビリティと言われるものでございますけれども、これは座礁・衝突等により損傷箇所から浸水した場合に、船舶の転覆や沈没を防ぐための構造基準とされています。この基準が強化されております。

宮崎カーフェリー新船建造に当たりましては、この規制強化後の基準を、可能な限り充足するよう、損傷時に船体傾斜を軽減する装置を新たに導入するなど、詳細な設計作業を現在、進めているところでございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。

1隻目につきましては、本年12月に起工、来年4月には2隻目の起工を行いまして、就航は、いずれも令和4年5月、同年10月を予定してお

ります。

説明は以上でございます。

○川端中山間・地域政策課長 委員会資料の24ページをお開きください。

令和元年度の移住実績について、中山間地域政策課から御説明いたします。

まず、1の移住実績についてであります。

県及び市町村が移住相談窓口など、公的な施策により把握しました移住世帯数を合計した県全体の数値につきましては、令和元年度が558世帯、973人となり、平成30年度の471世帯、847人から、87世帯、126人の増となったところであります。

増加の主な要因としましては、県内企業への就職や地域おこし協力隊として転入された方が増えたこと、また、サーフィンを主たる目的として転入された方が増加したこと等によるものでございます。

なお、米印に記載しておりますが、本県では、本人や家族の意思に基づき定住することを目的に、県外から県内に生活の拠点を移すことを移住の定義としておりまして、転勤や進学による転入などは集計から除いております。

その下の2つの表につきましては、令和元年度の移住世帯の年代別内訳と移住前居住地の地域別内訳を記載しております。

年代別では、20代が最も多く183世帯、次いで30代の182世帯、その次が40代の82世帯となっております。地域別では、関東からの移住者が最も多く181世帯、次いで、九州・沖縄の157世帯、その次が、近畿地方からの94世帯となっております。

次に、2の市町村別内訳についてであります。平成29年度から令和元年度までの実績を市町村別に記載しております。

直近の令和元年度では、最も多いのが宮崎市で186世帯、次いで都城市の98世帯、その次が延岡市の30世帯となっております。

今後とも、本県ならではの豊かな自然やアウトドアスポーツの魅力、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大により関心の高まっております感染リスクの少ない地方での暮らしやすさを、市町村と連携しながら発信することによりまして、本県の移住を促進してまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○甲斐産業政策課長 産業政策課からは、産業人財育成プラットフォームの新たな展開について御説明いたします。

1のプラットフォームの概要であります。

25ページでございます。

県内の産学金労官が一体となって産業人財の育成・確保に取り組む基盤として、みやざき産業人財育成プラットフォームを、平成28年4月に設立いたしました。

本プラットフォームでは、これまで中学・高校におけるキャリア教育の充実や奨学金返還支援、県外の学生や社会人に県内就職を働きかける専門人材の配置など、企業や地域の魅力を高め伝える取組からUIJターンの促進まで、幅広く展開してまいりました。

これら関係機関の連携を一層強化し、より効率的・効果的な事業展開を図るため、今年4月からプラットフォーム事務局を県から宮崎大学に移管したところであります。

2の新事務局の設置についてであります。

新しい事務局は、宮崎大学産学・地域連携センターに新たに開設された地域人材部門に置くこととしております。

人員体制であります。部門長として、県の

総合政策部長や宮崎県プロフェッショナル人材戦略推進拠点マネージャーを務められた永山英也氏がこの6月1日に就任され、当部門のスタッフは、永山氏を含む専任8名、兼任5名の13名体制で取り組まれることとなっております。

3の今後予定している主な取組についてであります。

令和2年度当初予算において、大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業として、4,000万円を計上しております。

(1) 産業人財育成カリキュラムの開発につきましては、本県独自の人財育成プログラムである「ひなたMBA」につきまして、研修体系全体を再整理するとともに、オンライン配信用の新たな講座を作成いたします。

(2) の学生ベンチャー支援につきましては、県内全ての大学生を対象とした宮崎・学生ビジネスプランコンテストを開催いたします。今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、初めてのウェブ上での開催を計画しております。

(3) の学生の県内定着の促進につきましては、地域や関連産業の連携によるインターンシップに取り組むほか、女性活躍や先端技術開発など、特徴ある県内企業と学生との意見交換の場を設置することも計画しております。

これらの事業の推進に当たりましては、宮崎大学のネットワークを活用しながら、産業人財の確保・育成に向けて、引き続き、大学・県・産業界が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○山崎生活・協働・男女参画課長 委員会資料の26ページをお願いいたします。

宮崎県男女共同参画センターの次期指定管理候補者の選定について御説明いたします。

当センターは、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、現在の第5期指定が今年度で期間満了となりますことから、今後、次期指定管理者の選定手続を行うこととしております。

まず、1の現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要ですが、②の設置目的は、地域における男女共同参画社会の形成に寄与することとなっており、現在の指定管理者は、③のとおり、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、指定期間は④のとおり平成30年4月からの3年間であります。

次に、(2)の施設利用状況につきましては、平成29年度から3年間の状況を表にしており、太枠の部分が現在の第5期の実績であります。

それぞれの項目で、年度により増減があるところですが、相談窓口利用者や講座参加者が伸びる一方、情報受付窓口や研修室の利用につきましては、令和元年度は、新型コロナウイルスの影響を受けまして、3月に利用制限を設けたため、実績が低くなっております。

次に、(3)の施設収支状況につきましては、3年間の実績は表のとおりであり、直近の令和元年度は、収入の指定管理料が3,105万6,000円、支出が3,059万2,000円となっております。

次に、(4)の利便性やサービス向上等の取組につきましては、①のとおり、男女共同参画週間などに合わせた効果的なイベントの実施や、③にありますように、SNSによる情報発信等に積極的に取り組んでいただいております。

以上を踏まえ、(5)の評価といたしましては、講師派遣等の積極的な実施や各種相談への適切な対応など、施設の目的に沿った適正な管理運営が行われており、本県の男女共同参画推進拠点としての役割を担っていただいていると評価

しているところであります。

続きまして、2の第6期の募集方針についてであります。

(1)の業務の範囲につきましては、①から④にありますとおり、施設の利用や男女共同参画社会づくり事業に関する業務などとしております。

(2)の指定期間は令和3年4月から令和6年3月までの3年間、また、(3)の基準価格は年額3,430万7,000円で、今期と比較しますと、325万1,000円増加しておりますが、これは、人件費積算の見直しによるものであります。

27ページをお願いいたします。

(4)の募集概要につきましては、期間は①のとおり、7月6日から9月7日まで、広報は③のとおり、県公報や各種メディアを活用することとしております。

次に、(5)の資格要件につきましては、①の県内に事業所または事務所を有することなど、以下に記載してあるとおりであります。

次に、(6)の選定についてであります。

①審査の流れの表を御覧ください。

まず、表の1つ目の県の書類審査を経た後、2つ目の外部委員で構成されます選定委員会におきまして、書類審査通過者に対するヒアリング等による審査を行います。その後、3つ目の県の選定会議による確認を経まして、候補者を選定することとしております。

次に、②の外部委員による選定委員会ですが、九州保健福祉大学の稲田教授を委員長としまして、公認会計士の委員をはじめ、男女共同参画や行政関係者など、以下の構成となっております。

28ページをお願いいたします。

庁内の選定会議につきましては、③の表のと

おり5名の体制となっております。

次に、(7)の選定基準につきましては、①の住民の平等な利用が確保されることや、②の事業計画書の内容等が、センターの効用を最大限に発揮するものであることなど、4つの基準を設けておきまして、(8)の表にありますとおり、選定基準ごとに審査項目と配点を設け、審査を行うこととしております。

なお、(7)の選定基準と(8)の審査項目・配点につきましては、前回指定時と同じ内容となっております。

最後に、3のスケジュールであります。

1行目にありますように、既に1回目の選定委員会を開催し、募集方針の検討等を行ったところです。

今後、7月6日から募集を開始し、9月以降、書類審査、第2回選定委員会、庁内の選定会議を経まして候補者を選定することとしております。

その後、11月の定例県議会で議案としてお願いし、議決をいただきましたら、正式に指定を行う予定であります。

説明は以上です。

○野崎委員長 ここで、お昼になりましたので、再開を13時とし、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時58分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

みやざき文化振興課長からの説明を求めます。

○兒玉みやざき文化振興課長 常任委員会資料の29ページを御覧ください。

県立芸術劇場の次期指定管理候補者の選定について御説明いたします。

対象となります県立芸術劇場につきましては、

平成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、現行の第3期の指定期間が今年度までとなっておりますので、次期第4期の指定管理候補者の選定手続を行うものです。

まず、資料1の現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要ですが、県立芸術劇場は、県民文化の拠点として設置されまして、現在の指定管理者は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場、指定期間は令和3年3月31日までの5年間となっております。

次に、(2)の施設利用状況ですが、平成30年度までは利用者数、ホール稼働率、練習室稼働率共に順調に推移しており、貸館収入も増加するなど十分に活用されている状況にあると考えております。なお、表の右側、令和元年度の数値につきましては、それぞれ減少しておりますけれども、これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、3月の施設利用が大幅に減少したことによるものであります。

また、(3)の施設収支状況につきましては、表の一番下にありますとおり、各年度の収支差額が黒字を維持しており、良好な経営環境にあると考えております。

30ページを御覧ください。

(4)の評価についてです。

まず、①の住民の平等利用の確保、施設効用の最大限の発揮でございますが、施設の稼働率は高い水準で推移しており、また利用の手続は適正に行われております。

②の健全な経営環境についても良好であると考えております。

③の文化事業の着実な実施と企画運営能力については、事業計画に沿って着実に実施されているほか、宮崎国際音楽祭については、第2期

と比較して入場者数が増加するなど、より多くの県民の方々に親しんでいただけるような取組が推進されております。

④の課題であります。指定管理者が企画・実施する文化事業につきまして、さらなる県民への親しみやすさや裾野の拡大のため、引き続き積極的な取組が必要であると考えております。

続きまして、2の第4期の募集方針についてであります。

まず、(1)の業務の範囲や、(2)の指定期間が5年間であることにつきましては、これまでと変更はございません。

(3)基準価格につきましては、年額4億8,583万5,000円、5年間の総額で24億2,917万5,000円です。今期と比較しまして791万9,000円の増額となりますが、これは消費税率のアップなどによるものであります。

次に、(4)の募集概要ですが、7月6日からの約2か月間を予定しております。

(5)の資格要件につきましては、右側30ページから31ページの記載のとおりでございます。第3期の募集と変更はございません。

31ページを御覧ください。

中ほどの(6)の選定についてですが、先ほどの男女共同参画センターと同様の流れでございまして、一次審査として申請書類に基づく資格審査を行い、二次審査として、下の②の表に記載の委員で構成される選定委員会で一次審査合格者によるプレゼンテーションやヒアリングを実施し、審査を行います。そして、総合政策部長を議長といたします。指定管理候補者選定会議での確認を経て指定管理候補者を選定いたします。

32ページを御覧ください。

(7)の選定基準及び(8)の審査項目・配

点につきましては、記載のとおりでございますが、(8)の審査項目・配点につきましては、先ほど現在の管理運営状況の評価の中で課題として上げました、県民への親しみやすさや裾野の拡大に対応いたしますため、この表の④の宮崎国際音楽祭及び⑤の県民文化振興事業の企画及び実施能力の審査項目に、それぞれ「県民への親しみやすさと裾野の拡大」の項目を新たに設定したところでございます。

右側の33ページを御覧ください。

最後に、3のスケジュールですが、今月2日に第1回目の選定委員会を開催し、第3期の評価や第4期の募集方針の検討などを行っていただいたところであり。今後は、7月6日から募集を開始し、9月下旬に第2回の選定委員会、10月上旬に選定会議を開催し、指定管理候補者を選定する予定であります。11月議会に議案等を提出し、議会の議決を経て指定管理者として決定することになります。

説明は以上でございます。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 委員会資料の34ページであります。

記紀編さん1300年記念事業の今年度の主な取組について御説明をいたします。

まず、1の記念事業の狙いですが、本県の神話・伝説や史跡などの「みやぎの宝」を県民の皆さんに再認識していただき、それを通して郷土に対する愛着や誇りを深めていただく、またそれらの宝を磨き上げ、県内外に情報発信を行うことで、観光交流の活発化や地域の活性化につなげていこうというものであります。

事業期間は、2012年から本年までの9年間です。

2の主な取組ですが、あらかじめ申し

上げておきますと、この記念事業では、お客様を集めての神話の講座や神楽公演等がございますが、感染症の収束が見通せない中でありますので、できるだけ講座・公演等の実施時期を年度後半に集約しますとともに、感染予防対策を徹底し、実施していきたいと考えております。

それでは、(1) 県内向け、神話のふるさと県民大学であります。県内の大学と連携した神話等の連続講座、それから総合博物館民家園等での神楽の講座・公演、さらに小中高校生を対象とした出前講座を、御覧のような時期・回数で実施したいと考えております。

(2) 県外での神楽公演は、首都圏では国立能楽堂で12月に、関西地区では日本博として大阪・国立文楽劇場で2月に、これは今回の補正により開催したいと考えております。また、神戸市では2月に、福岡地区では、福岡、大分、本県で連携して大濠公園能楽堂で12月に開催をしたいと考えております。

(3) その他観光誘致につなげる取組としまして、県外からの春神楽の観賞ツアーを2月から3月にかけて実施しますとともに、市町村と連携し、地域版パンフレット、今年度は新富町編を作成する予定にしております。このほか、今年編さん1300年を迎えました日本書紀をテーマに、特集記事を旅行雑誌に掲載することとしております。

(4) 特に最終年の取組としまして、首都圏、関西、本県で日本書紀編さん1300年記念シンポジウムを9月以降に開催し、これまで申し上げてまいりました取組と併せて情報発信を積極的に行い、今後の観光事業の回復につなげてまいりたいと考えております。また、議案で御説明をしました、子ども神楽や日向神話の漫画本、それから神楽を支えるリーダー研修会、企業・

団体等が神楽を支援する仕組みづくりなど、新たな取組を進めてまいりたいと考えております。

併せて、(5) にありますように、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向け、所管する教育委員会と連携し、国等に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○鎌田情報政策課長 それでは、常任委員会資料35ページでございます。

県の情報化計画の見直しについて御説明いたします。

まず、1の見直しの趣旨であります。本県の情報化につきましては、行政情報化を目的とするeみやぎ推進指針や、官民データ活用のための宮崎県官民データ活用推進計画により推進しているところであります。

このような中、国におけるSociety5.0の提唱やIT新戦略の策定等によりまして、今後、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会の実現に向けた取組の加速化が見込まれております。一方、本県では、少子高齢化や人口減少が進行する中で、今後、地域や産業を支える人財の確保や、暮らしに必要なサービスの維持などをいかに図っていくかが大きな課題となっております。

さらには、今回の新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響により、県内における新しい生活様式の確立と地域経済の再始動のため、ICTを活用したテレワーク等の重要性が高まっております。これらの状況を踏まえまして、本県における様々な課題を解決するSociety5.0の実現に向けて、現行計画の抜本的な見直しを行い、ICT施策の展開の方向性を示す新たな計画を策定するものであります。

次に、2の見直しの概要でございますが、(1)

の計画期間は、令和3年度からの4年間を考えております。

(2)の計画見直しの主な方向性であります。①のデジタル・ガバメントの推進としまして、行政手続等のデジタル化の促進やオープンデータ化の推進、情報セキュリティ対策の強化、②の各分野におけるICTの利活用促進としまして、農林水産、商工、医療・福祉、防災等におけるICTの利活用の促進やテレワーク等による地域の活性化、③のSociety5.0の実現に向けた環境整備としまして、5G等の新たな情報通信基盤の整備促進や、情報化を担う人材の育成といったようなことを計画に盛り込んでいきたいと考えております。

最後に、3の見直しのスケジュールでございますが、今後、庁内の部局横断的組織であります。宮崎県IT推進本部におきまして、計画の骨子や素案等の検討を行い、その都度、当委員会におきましても、検討内容等を御報告させていただきながら今年度中に策定したいと考えております。

説明は以上であります。

○井上国民スポーツ大会準備課長 続きまして、常任委員会資料の36ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会に向けた陸上競技場等の基本設計について御説明いたします。

まず、1の基本方針についてでございますが、平成31年3月策定の県陸上競技場基本計画に基づき、そこに記載がございます「全国大会やプロスポーツを見据えた施設」、「アスリートや県民・周辺住民に利用される施設」、「災害に強い施設」といった考え方を踏まえまして基本設計を実施したところでございます。

次に、2の整備施設の概要でございます。

所在地は、都城市山之口町の山之口運動公園、

敷地面積は、約24ヘクタールでございます。

次に、(3)の施設等概要につきましては、別冊でお配りしております県陸上競技場等基本設計説明書の概要版で御説明いたします。

概要版の2ページを御覧ください。

こちらの上段のイラストが整備後の運動公園全体のイメージでございます。同じく下段が、その主競技場のイメージ図でございます。

おめくりいただきまして3ページを御覧ください。

2の建築物等概要のところにそれぞれの施設を記載してございます。このうち、①の主競技場、③の投てき練習場、⑩の投てき練習場倉庫について、県で整備を行うこととしております。

なお、①の主競技場につきましては、日本陸連の第一種公認陸上競技場として整備するものでございまして、延べ床面積は2万620平方メートル、4階建てのRC造・鉄筋コンクリート造でございまして、屋根の部分は鉄骨造となります。観客収容数は、芝生席も含めました全体で1万5,000席程度を予定しております。

また、全体の配置は、資料の4ページのとおりでございます。

常任委員会資料の36ページにお戻りください。

3の概要工事費でございますが、全体で214億円を予定しております。内訳は、県発注工事が154億円、都城市の発注工事が60億円でございます。

最後に、4の今後の主なスケジュールでございます。

今年度は、7月に造成工事に着手いたしまして、12月に埋蔵文化財調査、令和3年3月に実施設計を完了する予定としております。その後、令和3年12月に主競技場の建設工事に着手いたしまして、令和7年3月までに主競技場をはじめといたします陸上競技場を完成する予定とし

ております。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○坂口委員 産業人財育成プラットフォームの新たな展開について、県OBの永山さんが部門長になったということですが、永山さんは周知のように延岡の市長選に立候補されて、政治への道も歩かれているんですね。だから、県が関与する、県費が4,000万円ぐらいだったですか、そういう事業で、しかもこれはCOC、COC+事業の延長線上にあると思うんですが、そこに我々も含めてだけど、政治の土俵に足を置いている者が参画していくことについてはちょっと疑義が残るんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の整理はどんな具合にされていますか。

○渡邊総合政策部長 今回のこの産業人財育成プラットフォームにつきまして、部門長の選考が行われたわけなんですけれども、これは基本的に宮崎大学の理事とか副学長からなる選考委員会をつくりまして、十数名の応募がございました。そこで、書面審査をして、そして数人に絞った上で面接試験をしております。その際に、私はこの事業を所管している部長ということもありましたので、オブザーバーとして参加してほしいということがございました。

そこで私は、その審査会の場面に立ち会ったわけなんですけれども、そのとき審査委員をされている副学長のお一人から、まさに坂口委員からお話しのあったような話がありました。あなたは政治の世界に足を踏み入れている人だけれども、その辺りについてはどう考えているんだというふうな話があったんですが、それに対しては永山氏から、自分はもう政治の世界から

は足を洗いましたと、その旨、支持者にも既に伝えてありますと。そのあかしといいますか、もう延岡の家は引き払って宮崎市に転居しましたということもおっしゃってありました。

そして、この宮崎大学の部門長の任期が3年間ありますけれども、その3年間の間には延岡の市長選挙があるわけですが、もうこの3年間この専属として自分は頑張るつもりですと、そういうふうなやり取りがあったところでございます。

そういう中で6月1日に就任されていますけれども、その何日か後に私のところにも就任の御挨拶にいらっしやいまして、改めて私から同じような質問をしましたところ、明確にもう私は政治の世界からは離れて、この宮崎大学の部門長として頑張っていく、そういうことを申しております。

○坂口委員 そういうことがあったのかと、今初めて知ったんですけど、ということは、大方は知らないことの裏返しかなと。例えば、出馬される時は出馬表明というのを、記者会見をやって延岡市長選挙に出ますと、政治の道に進みますということを公にしているんですね。後援会に話したということは、ここで終止符を打つと、あるいは引っ越したということは、これは個人的なことであって、公の場で公表したことについて公の場でのけじめというものが一つついていないのかなと感じます。

これから先は御本人とか県が判断されるんでしょうけど、でも、どうもそこは。やっぱり政治というのは全てのベースですから、そこに不純なものがあって、政敵とかあるいは戦った相手方がそこに素直に入り込んでこられないということになると問題かなというのがあるから、これは今後またちょっと研究していただきたい

というのが一つ。

言い方を間違ふとちょっと失礼かなと思うんですけど、永山さんは宮崎大学に既に関与されておりましたよね。そこで育てようとしていた人物像というのは、言わばスーパーエリートみたいな人を育てるような感覚で全てやってこられた人かなという気がするんです。

この事業は、宮崎で即ここに必要な、県内にとどまって県内の企業なり、産業なりをしっかりと振興していこうと、あるいはリーダーシップを取っていこうという人材を育てる事業ですよ。地域の知の拠点から始まったもので、大学を中心という事業ですから。一つには、宮崎の企業なりがどういう人材を欲しがっているのか、そして、ましてコロナという、こういった災い事に遭遇して先が見えない中で、宮崎のそういった企業、産業を引っ張っていく人はどういう人なのか。経営者としてはどういう人なのか、あるいはその経営に資する管理職、そこを引っ張っていくための意思決定に加わる人はどういう人なのか。

これは冗談じゃないんだけど、ソーシャルディスタンスで離れていたら駄目だと思うんです。がちりスクラムを組んで頑張ろうと、俺についてこいというリーダーシップです。そこに人間像も伴わないと、幾ら優秀でも引っ張っていけない。そういう人を育てますという事業で、これはもう息が長い事業ですよ。COCからCOC+と来て今回だから、かなり長いと思います。でも、なかなかそういう人材を出し切っていないんですよ。まだ限りなくゼロに近いと思っているんです。講習を受けて卒業した人は何百人かいますよ。でも、ああ、これがうちが欲しかった人材そのものですと、企業が本当によく送り込んでくれたと思う人材は、まだ限

りなくゼロに近いと思うんですよ。でも、これからはやっぱりそれを育てていかないといけないわけです。

だから、どういう人間を我々は欲しがっているんだと。県北は工業地帯というんですか、県南は串間までのそういった産業が欲しがると人材像をまずしっかりと県は把握して、これからの3年間で何名それを卒業させていくのか。それは大学のキャパシティーなり、能力の問題であったり、あるいはこの13人のスタッフの能力の限界であったり、そういう出口の目標というのは今回は持つべきじゃないかなと。そのためにまずどういう人が欲しいのかということをやったりやるべきじゃないかなと。そして、それを学生たちに伝えて、いろんな中で生徒たちをそこに向かわせる。そして、出口から送り出してあげることが必要な気がするんです。

だから、永山さんには大変失礼な言い方になるけれども、決してスーパーエリートがニューヨークなり、あるいはジュネーブなりへ行って世界をリードするというんじゃなくて、宮崎の産業をいかに世界に通用するようにできるかという人——言いましたように、本当に宮崎の実態をよく知って、愚直にそれを受け入れて、そしてそういったリーダーシップを取っていける、経営に資していけるというんですか、そういう人材づくりだということです。だから、その整理が一つ必要じゃないかなという気がするんです。そこら辺をぜひとも、言いづらくもしいないけれど、私は永山さんが県庁の部長しておられたときにすごく優秀だなど、やっぱりこれが世界に羽ばたくという考え方だなというのはすごく見えていたんですけど、今はまだ宮崎はそういう人材以前に、ここでしっかり支えてくれる人材づくりの時期のような気がするもの

ですから、そこはどんな具合に考えておられますか。

○渡邊総合政策部長 坂口委員のほうから、スーパーエリートという御発言がありましたけれども、私も永山さんと一緒に仕事をした経験もありますが、実に高い理想を追い求められるということはもう一貫しておられた方だと思っています。

そういう中で、そういった人材も確かに必要ではあります。しかし、組織としては、そういった人たちがばかりではいけないわけで、そういう方もいらっしゃれば、本当に愚直に、一生懸命その企業や宮崎のために頑張る、そのほかいろんなタイプの人が出てこそよい組織ができると思っています。

その中で、この前、永山さんが御挨拶にいらしゃったときに意見交換をさせていただいたんですけれども、そのときに私が申し上げたのは、そういうスーパーエリートだけではなくて、県内の企業がどういった人材を求めているのか、まずはそこ辺りの情報をしっかりと確認してほしいと。そのためには様々な団体ですとか、あるいは企業、そして大学とか高校とか、そういった方々と意見交換をした上で本当に必要な人材はこういった人たちなんだと。そして、それぞれに応じたカリキュラムなりを作って、そして何人というような明確な目標値は今のところ持ち合わせておりませんが、そういった意見交換を県内の経済界の方々とかとやることによって、しっかりと目標を決めた上でそこに向かって進んでいくような、そういうシステム化されたものを作っていきたいと思いますというお話をしたところであります。

いずれにしても、私どもも宮崎大学と一体となってこれは進めていかないといけないと思っ

ていますので、宮大に事務局を移して本当によかったなと大学からも高校からも企業側からも言ってもらえるような、そういう組織にしていきたいと思っております。

○坂口委員 よろしく申し上げます。世界に羽ばたける超エリート、これは絶対に必要な人間なんですけれども、まだ今の時点ではそれを積極的に肯定できない。もちろん肯定するんですよ、否定するんじゃないけれども、積極的に肯定のところに行き着かない。その前座として、もうちょっと今の時点でしっかり育ててほしいということをお求めおきます。

○丸山委員 委員会資料24ページの移住実績のことについてお伺いします。意外と移住の実績はあるんですが、残念ながら県の100万円、また国でも100万円とか60万円の事業があるんですけど、なかなか実行できなかったのが、この前ようやく何件かできたという報道があったんです。これまで100万円とか60万円が適用できなかったのは、該当する地域に5年以上住んでいなかったから、もしくは東京とかで仕事をしていなかったからとか、そういういろんな要件が合わなかったということが多分いろいろあると思うんですが、どのように認識すればよろしいですか。

○川端中山間・地域政策課長 移住支援金についてでございます。

昨年度から制度が始まりまして、国の制度は東京からに限られておりますけれども、県単で全国各地から宮崎に移住してきてくださる方に100万円、単身だったら60万円というような形で予算を組ませていただきました。

残念ながら、昨年度の実績としましては、県単事業で1件しか執行できたものがございせんが、今年度に入りまして年度早々ですけれども、3件の新規採択がございました。先日、N

HKに取材していただきまして御紹介していただいたところです。この事業は今年の4月に要件の緩和があったんですけども、もともと連続5年間、東京23区に居住していた方が地方に移住した場合という非常に厳しい要件がございました。

これが一部緩和されまして、移住前10年間のうち通算5年間、東京にいらっしゃった方ならよいと。ほかにも直近1年間は東京に住んでいないといけないとか、あと大企業のほうに就職すると駄目とか、こういった細々な要件がございまして、そういったところは若干緩和されて、移住してこられる方はいらっしゃるんですけども、我々も適用できる方がなかなか見つからないということです。

今年3件採択になっていますけれども、その候補になる方が今25名ほどいらっしゃいます。もちろん、その要件にマッチしているかどうかというのは今後精査していく必要があると思っていますんですけども、昨年のようなことはなく、少しずつ移住してきた方に、この移住支援金の活用ができるのではないかと考えているところです。

○丸山委員 国、県の100万円とか60万円の助成金はもう要りませんという人も中にはいらっしゃったと理解してもよろしいですか。558世帯もあるものですから、そういったことがあったのでしょうか。

○川端中山間・地域政策課長 そういった方はいらっしゃらないと聞いております。

○丸山委員 イメージ的には何か自分たちで帰ってくるからいいよと、いろいろ書類が面倒くさいとか、あと市町村が追跡調査とかするから非常に面倒くさいという話もあったので、そういう書類の手続とかが面倒くさいからもうい

いやという人も……。そういう方は全くいなかったということでもよろしいんですか。

○川端中山間・地域政策課長 確かに手続とか、いろいろ調べないといけないので、中にはそういった書類を出すのが面倒くさいと思われている方はいらっしゃるのかもしれませんが、我々が接触した中では、向こうから断られるというケースはなかったというふうに聞いております。

○丸山委員 今25名の方々が申請予定ということなんですが、なかなかハードルが高い面もあるということでしょうから、今後もう少し緩和できるものがあれば、より積極的にやっていただくことをお願いしておきたいと思っております。

引き続き、宮崎カーフェリーのことについてお伺いします。昨年度はいろいろな質問をさせていただいて混乱した委員会でもあったんですが、今回の実績で、大手の荷主が大分とかのカーフェリーのほうに移行したのではないかなと予測されるんですけど、こういうのは一回流れちゃうとなかなか……。今後の計画ではトラック積載台数が163台と大きくなるのに、本当に今後トラックが集まるか集まらないかで経営に非常に大きく影響するものですから。県としては宮崎カーフェリー等を中心に、今年の単独事業で物流の効率化に向けた調査等もやり始めたんですが、本当に今回この実績を見させていただいて大丈夫なのかと思うんです。この大手の荷主がぱっと抜けてしまったというのをどう分析するか。今後、宮崎のカーフェリーとして県民一丸となってオールみやざきでやろうと言ったはずなのに、ちょっと違うんじゃないかと思ってしまうのですが、今の現状と今後の対策をどう考えているのかお伺いします。

○大東総合交通課長 昨年度お示した長期事業計画でいきますと、基本が年間7万台のトラックを乗せると、それプラス上乘せという形での長期事業計画になっています。したがって、この7万台というラインをいかに維持していくかということがこの長期事業計画のベースとなるところなんです。昨年度の実績で言いますと、先ほど申し上げましたとおり、10連休の影響でありますとか、あと大手の下り荷、これは中身を申し上げますと、下りのシャーシが相当減ったと。

一昨年西日本の豪雨災害によりまして、代替輸送として需要が非常に高まったことで、下り荷が増えましたけれども、この下り荷が北九州経由という形でシフトした関係で下り荷が減り、その打ち返しの空車の上りも減ったところの影響が非常に大きい影響と聞いております。

ただ、こういった災害時の一時的な需要増といったようなところでもありますので、まさにこういったところは流動的な需要ということになりますから、そういった数字をしっかりと7万台に向けて確保していくことが大事だと考えております。したがって、宮崎カーフェリーにおきましては、営業努力の強化でありますとか、あと県内の荷主さんをしっかりとつかまえるといった営業活動を強化すると。あるいは下り荷です。下り荷につきましては、県の事業、これは当課の事業もありますし、農政水産部の上りの効率化という事業もございます。そういったものを活用しながら安定的な荷の確保に努めていきたいというふうにしております。

また、やはり最近の働き方改革の進展ということもありまして、どうしても土日に荷主がお休みになるという状況が増えていると伺ってお

ります。このため、どうしても土日の台数が少ないという傾向もありますので、土日の特別運賃の設定といったこともしながら台数の確保に努めるというふうに聞いております。

○丸山委員 この7万台を本当に確保できるかが大きな問題だと思っています。これは昨年度、異常と言われるぐらいの審議をした内容が簡単にこれだけ変わって、全体の人口減少とかで厳しい部分があるんじゃないですかとまで言ったのに、大丈夫ですと言われた。実績がもう7万台以下に減ったということは非常に大きな減だと思っていますし、課長の言われたことだけで本当に7万台に戻るのかと非常に心配しているんです。これは宮崎カーフェリーが本当に努力していただかないといけないと思っていますし、今、県からも人を派遣して支援してもらっていますが、本当にオールみやぎきでやるという意気込みがあるものだろうか、きれいな言葉だけが続いているんですが、非常に心配しておりますので、ここはしっかりと今後やっていただくように改めて強くお願いしておきたいと思っております。

○坂口委員 県立芸術劇場の指定管理の関係で、これは毎回公募しても、ほかになかなか競争相手が出てこないという現実があると思うんです。指定管理の公募をやってもほかに応募する人がいない。そこら辺はどんな具合に見通されていますか。

○兒玉みやぎき文化振興課長 御指摘のとおり、今まで3期公募をやっておりまして、1期は2者応募がありましたけれども、2期、3期については今の指定管理者、公益財団法人宮崎県立芸術劇場のみの応募となっております。

第4期についても、必ず複数出てきますというような状況では全くないんですけれども、こ

の委員会でも常々競争性の確保ということは指摘いただいておりますので、やはり競争性を確保する観点からも、複数者が出てきていただけるように、我々も積極的に公募のPR等はしていきたいと思えます。

全国的にですけれども、民間の方々がこういったホール運営に参入してきているという状況にはございます。その方々がこの劇場に向けて公募に動かれるかどうかは全く把握していないところですが、委員会での指摘を受け止めて競争性の確保について認識を持っていきたいと思えます。

○坂口委員 パブリックという大前提の下でなかなか難しいと思うんですけど、第1期の審査結果を見て、あれだけの点数差があると、民間の方はこの選考基準、選考委員ではなかなか逆転できるという見通しが立たないと思うんですね。そうすると、そこに応募するためにかける経費すら回収できない。そのところでハードルが物すごく高い。

だから、現実的に、今の選び方では毎回1グループが来るだけと考えるのが、私はそう危険な考えじゃないと思うんです。そうなったときに、県費でこれを運営していくとなると、公募では金額の評価が100点の中の5点ですよね。このところに重きを置いて随意契約です。随意契約のほうが県民にとって有利ですとなったときは、そこでかかる経費を詰めていって、これは幾らでできるんじゃないのというようなこととか、あるいはここにあるようにかかる経費の説明を求めるところで、予定している標準的な管理料に対しての経費削減の努力をするという選定の仕方が一つあるのかなという気もするんですよ。

やっぱり同じ内容のものをやってもらおうとし

ても、ここはちょっと安くなるんじゃないのか、特にグレーゾーンである備品や施設の修繕とかのときの費用負担の問題とか、その考え方とかを詰めていって100万円でも200万円でも安くする方法を随意契約の中でやる。値切りじゃないんですよ。だから、そういう方法も一つ考えるべきかなと。今の選考基準だと、これはなかなか素人は太刀打ちできないと思うんです。だから、それも研究していく必要があるかなというのが一つ、これは今後の課題としての問題提起です。

それからもう一つ、これはなかなか言いにくい問題ですけど、前のアイザック・スターン氏の時にも何度か委員会なんかで発言したんですが、これからまた5年でしょう。それでパブリック、裾野を広げる、価値観の多様性を持たせるということ、そうなったときにやっぱりポスト、アイザック氏の時にも長年かかりましたよね。

そうすると、やっぱり年齢から何から考えたときに相当早めにポスト〇〇氏を。今回もポスト徳永さんでまたこれから5年いけば、それがかなり重きを置くようになって、それを全く覆して違う観点からの宮崎の文化というメスは、管理者が一緒だとなかなか入りにくいと思うんですよ。だから、ポスト徳永さんについても今回どうするのかということをしっかり考えて、この5年間の間にそこは運営する方々の課題としてしっかり提供しておくということも必要じゃないかと思うんですけど、そこら辺の検討というのは内部でもなされているんですか。

○兒玉みやざき文化振興課長 まず、5年間という長い期間、硬直してしまうということですが、先ほど2期から3期、音楽祭の入場者が増えたという御説明しました。これは2期の平均が大体1万5,000人ぐらいだったものが今期三

期は4年間の平均ですけれど、2万人程度に増えています。この要因をいろいろ見ていきますと、委員会でも県民が利用しやすい、裾野を広げなさいという御指摘を常にいただいておりました。今の指定管理者が、そういう観点から子どものためのコンサートですとか、ポップスをオーケストラで演奏するとか、そういう若干ハードルを下げたような企画を音楽祭の中に持ち込んできた結果、かなり入場者が増えたというところが要因として上げられます。

そのように指定管理者も1期から3期、同じところですけども、その期その期でいろいろ委員会での御指摘も踏まえた改善をやっていております。その5年間の中でも1年目、2年目、3年目ということで年度年度で改善しております。今、御指摘のあった演奏家の皆さん、どういった方に宮崎にお越しいただくかというのは、今の指定管理者のほうでも常に検討されているところですので、次期についてどこが指定管理者になるかは不明ですけども、そういったところは常に念頭に置いて、今の指定管理者のほうも企画を進めていらっしゃるようです。

○坂口委員 確かによいことだと思うんです、裾野が広がった、人数が増えた。でも、さらに違う発想からもっと広がるかもしれないし、縮小するかもしれない。そこらはこれからやってみないと分からないことですけど、そこも検討の中に入れるのと、やっぱりその実力者なり、その人の考えが活かされるというイベントでやっていくと、その人の常識を外れることはできない。

日本でも雅楽から始まって今はカラオケでしょう。それぐらいの発想の転換、やっぱり限界があると思うんです。徳永さんが悪いということではない。だけれども、パブリックという

ことを考えたら、全く哲学の違う人たちがそこで影響力を持ってやっていく。極端に言えば5年ごとの切替えでもいいと思うんです。そうしないと、こういう問題というのは次からは遠慮してくださいよとなかなか言いづらいと思うんですよ。

だから、そこら辺をどう整理するか、あくまでもパブリックなんだよと。県民に裾野を広げるという目的でつくったので、これは世界に宮崎のこういったイベントを発信するという、そのグレードの問題じゃないよと、原点に戻らないと駄目じゃないかなということを行っているんです。宮崎でこれだけの音楽祭ができるようになった、世界一流のものができたということも大切だけど、それは結果としてのもので、最初はそうじゃなかったですよということ。そういう機会で県民に広く親しませることが目的で、宮崎でこんなすばらしいものをやるというのが目的じゃなかったですよということです。一緒かもしれませんが。

○兒玉みやざき文化振興課長 例えば、音楽祭のほうですけども、メインのプログラムは5つぐらいあるんですが、そちらについては確かに国内外の超一流の方が出てこられるんですけども、それ以外のプログラムでは、先ほど言いましたような子どものための音楽祭ですとかポップスですとか、あとは小学校6年生を招待した教育プログラムとか、そういうところを期ごとに工夫を凝らして、少しでも一般の方も足を運びやすいような企画を、今の指定管理者のほうで検討しているところですので、仮に次も応募されるということでしたら当然その辺も検討いただくことになると思いますし、そこは今回、改めて審査項目の中にも入れたところですので、そうした部分を期待したいと思います。

また、先ほどの演奏家の方も5年間は指定管理としてお願いするんですけども、県のほうも毎年、年度協定を結びながらその辺りの企画についてはいろいろお話とかも聴いていくことになりますので、この委員会での御指摘はしっかりと指定管理者のほうに伝えていきたいと思えます。

○坂口委員 指定管理者をどう選ぶのかというのはまた別の問題で、ポスト、メインゲストの考え方も流れでずっと流していくより、ある程度多様性を持たせることも必要じゃないかなということで、何が悪いとかということじゃなくて、指定管理者の公募のやり方とは全く別の問題。次のメインゲストにどなたを選んでもらうかというのは、5年前にその考え方を伝えておかないと、5年後じゃ間に合わないですよということです。

○井上委員 記紀編さん1300年記念事業のことなんですけど、これは私も非常に興味があったところなので、出発のときから追っかけるようにして、東京で行われたいろんなイベントにも大分参加させていただいたんです。

この県民意識調査では、記紀編さん1300年の文化の関係のこととかについて、県民の関心というのはパーセンテージが下がっていないので、ずっと大体安定的にこのことについて興味を持っていただいている。それから、日頃から文化に親しんでおられますかという問いにも安定的にそういう結果が出ていると思うんですよね。これはやっぱり取り組まなければ何もなくなっていく可能性はあったと思うんです。

ここの記紀編さん1300年記念事業の今年度の主な取組、これは本当に終わりよければ全てよしみたいなのところもあるので、この首都圏と関西とそれから福岡、これはベストだと思うので、

これができるだけ実施できるように、そして会場もきちんと確保できるように早めの判断をぜひやっていただきたいと思います。

そして、県民の人たちもこの日だけはそっちへ行ってみようかと言わせるぐらいのところがないと。こちらからも行く、そこで一緒に交流した人たちがまた宮崎に来てくれるように、できるだけ共に一つのテーマに向かって一緒に感じたことを話せるような場所をたくさんつくっていったらいいなと思うんですよね。今まで取り組んできたことの一つ一つを、もう一度繰り返すと大変なことになるんだと思うんですけども、取り組んできた中身の一つ一つはとても大事なことだったのではないのかなと思いますので、コロナ次第ですと言われるとなかなか難しいところはあるんですが、改めてこの記紀編さん1300記念事業にこれからきちんと取り組んでいただきたい。

そして、私は宮崎県にある神社は結構回らせていただいたんですが、一つ一つを丁寧に探してみると、それぞれに意味があって全部面白いんですよね。議場で言いましたが、波切神社も面白いんですけど、まあこんなところというところに神社があるわけです。下って下って下って行って、波切のそばに。それと草部吉見神社なんかも下り宮と行って、うちの鶴戸神宮の大きい版みたいなものなんですけれど、やっぱり行ってみないと分からないところがいっぱいあるわけです。そして、子供たちが神楽に親しんで、神楽を舞いながらというのをすると。

それともう一つは、移住してこられる人たちの中で、そういうことに非常に興味を持ってくださる方たちもいらっしゃるんです。地域の神楽を一回舞ってみたいと思う人たちもいらっしゃるんで、全てをプラスにポジティブに考え

て。この記紀編さん1300年の事業は、スタートのときにあまり評判がよくなかったですね。でもこの終盤に来て、ようやくその重みみたいなものを私は物すごく実感できるようになってきたんじゃないかなと思います。

だから、県内でどこかへ行こうかというときに、神社を何か所か入れようかと、私たちも必ずそうするんですけど、そんなイメージが少しずつ湧いてきているのも事実なので、そこを宮崎県内の旅行のプロモーションをするときとかにも、もうちょっとそこ辺は——御存じの方は御存じ、知らない人は知らないという感じになってしまっているので、もう少し丁寧にアピールしてもらおうと、旅行のプログラムも面白くなるんじゃないかなと思う。

たくさん申し上げましたが、とにかく今年度やれるという状況をできるだけ作っていただいて、その工夫もしながらですけれども、できるだけここに書かれている県外で神楽を公演できるといいなと思っています。そこに、もし子ども神楽の人たちも参加できればもっといいなと思いますので、その決意と言ったらおかしいんですけども、取組をよろしく願いしたいと思っています。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 先ほど私が言い切れなかった成果を、全て委員のほうで述べていただきました。ありがとうございました。

記紀編さん事業につきましては、今年度は御指摘のとおり、コロナウイルスの関係で、例えば、入場制限をして、今のところ会場の半分ぐらいしか人を入れられないという状況もあります。私どもとしては、例えば、神話のふるさと県民大学のほうでは、それをウェブなどで発信して、もう少し多くの方々に見てもらいたいと

か、あるいは地域は限られるかもしれませんが、県外での神楽公演をテレビとかで何とか放映してもらいたいとか、これは最終年にしぼまないようにといたしますか、できるだけ大きく今までと変わらないような効果を上げていきたいと思っております。

そして、今後ですけれども、委員御指摘のとおり、今までこうやって磨き上げてきたこの宝というものをこのまま放っておくと、結局はまた風化してしまうということになります。県民の皆さんの心からなくなってしまうし、あと県外に情報発信して浸透してきたイメージもいつかは廃れてしまうことになりますので、知事が本会議での答弁でも申しましたとおり、1400年目を迎えても1300年目からこの取組は始まったなど、そういうふうに言われるように今後もこの成果というものをしっかり継承しながら取り組んでいきたいと思っております。

○井上委員 よろしくお願ひします。

宮崎の神社の中には、88か所その神社の庭に作り上げているところが結構あるんですよ。今回の質問のときに内田議員が、88か所巡りでコロナから私たちが本当に守られて復活できるようにということを言っておられましたが、本当に神社の小さな庭の中に88か所がちゃんと造ってあって、そういうところを回りながら1か所1か所石を踏んでいく、88個踏んでいくというものなんかもあったり、宮崎の神社という神社は本当に九州の中でも一番だし、もちろん日本の中でも神社のありようというか、たたずまいというか、それはもう最高だと思うので、ぜひそれも活用していただいて、記紀編さん1300年の今回の県外と県内の取組というのは本当に丁寧にやっていただきたい。期待していますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○坂口委員 関連して、膨らむけど、今の神楽ですよね。特に、東京能楽堂とか、ああいった場所でやられるようになったときに、先ほど佐藤委員も言ったんですけど、「ひがかり」、「きがかり」ですよね。これはどんなことかという、例えばそこで使うわら1本、しめ縄とか、そういったものまで「ひ」、「き」という言い方もありますが、それをはらっていきこうと。

具体的には、厳格なところは祖父、親、自分、3代にわたってどこで区切るかですけど、何年期とか四十九日とかありますよね。それまで不幸事がなかった人が汚れない田んぼで作ったわらじゃないと駄目だとか、そのことを言われたんです。だから、本格的にやるときにはそこら辺まで気を遣ったもので材料が調達できれば、東京でやる記者会見で物すごくアピール力がありますよね。宮崎の神楽はここまでしている、本当に昔の原点に戻ってしっかり舞うんだという、その心構えから。それが一つあるということ。

だから、わら作りからちゃんと手配する必要があるんですけども、この総合博物館の古民家、これはかやぶき屋根ですよね。今も修復しているのかな。あそこは、多分また屋根をやり直す必要があるんじゃないかな思うんですけど、これはもう採れるところは熊本の阿蘇山麓とかです。それを作って切って干して、また屋根をふける人というのはもう日本に何人もいないんですよ。だから、そういったところまで記紀編さん1300年と大上段に構えるのなら、一つの節目として本物志向でいくということもこの際考えられたらどうかなということですよ。

これは佐藤委員がさっき言われようとしたことをちょっと知ったふりしてから口を出したんですけど、やっぱり本気で取り組むのなら、そ

こら辺までやって本物を作り上げたらどうかなという気はします。

○河野記紀編さん記念事業推進室長 昨年10月に銀鏡神楽に国立能楽堂で公演をしていただきました。できるだけ、その御神屋とか実際に近いように造っていただきましたが、それがあってというわけではありませんが、やっぱり銀鏡神楽という、この発信力というか、もう本当に満員のお客さんの中であの門外不出だった銀鏡神楽が公演をしたという状況があります。

委員御指摘のとおり、今まで地域に残されていたものをそのまま発信することが、見ていただく人にとって物すごく価値を持っているというのは、私もそこで体験をいたしました。

一方で、200以上ある神楽を残していくためには、例えば長男しか舞えないとか、氏子しか舞えないとか、そういったしきたりをひょっとしたら見直して残していくというのも一つの手法ではないかなと思っております。発信と保存・継承というのは一緒なのかもしれませんが、切り分けて考える必要があろうかとも思っていますので、委員が御指摘の視点も含めて、今後検討していきたいと思っております。

○坂口委員 まさしくそのとおりで、背に腹は代えられない部分と、どうしても受け入れないとなげない部分、浦安の舞なんかがそうですね。まず、一番神楽ではらい清めをやって、それで全て許されたということで女性の舞手さんを入れると。浦安の舞は何と言ったって女性ですよね、あれは。

だから、そこら辺はよく分かるんですけど、オリジナルのこういった——やっぱりこれは汚れをはらって、農業なり、あるいは戦なりに勝てるようにというようなことを祈っての場ですから、宮崎はそこら辺の原点を大切にしている

という精神をさらに生かしてほしいということ、どうせやるならやっぱり古民家のわらを早くふき替えないと職人もいなくなるし、何年も前にカヤを栽培する人と契約しておかないと、そのカヤが手に入らないんですよ。高千穂でもやれるかもしれませんが、刈干切りがまだ残っていれば。だから、そういうことを今やっておかないと、もう消えたら駄目ですものね。

○佐藤委員 総合交通課の宮崎カーフェリーの経営状況ですが、先ほど丸山委員とやり取りがあった部分ですけれども、北九州ルートに宮崎ルートで代替していたものが戻ったということですが、その辺りの原因が何なのかです。その北九州へ行っていたのが宮崎に下りてきた、これが北九州に戻ったと。それは単価的なものとか、いろいろあると思うんですけれども、その辺について宮崎カーフェリーとは常にやり取りがっているわけですか。県に対して報告を求めているのか、例えば毎週、今週はこういう状況でしたというような報告はされているのか、その辺りはどうですか。

○大東総合交通課長 会社との情報のやり取りという点につきましては、月に2回、経営会議というものが宮崎カーフェリーのほうで行われています。県としては取締役副知事が就任しておりますので、その経営会議には基本的に当課の職員が参加することで情報交換をしているところでございます。

荷動きの変化というところにつきましては、そこは様々な事情があったと聞いておりますが、その直接の原因が何かということまでは把握しておりませんが、こういう物流の世界というのは先ほど丸山委員からもありましたけれども、やはりそれまでの付き合いでありますとか、そういったものが優先するという要素も

非常に強いというふうに聞いているところでもあります。

ですからというわけでもないんですけども、そういう荷主なり、運送会社としっかりとした信頼関係を築いて、いわゆるベース・カーゴと言われる変動の少ない荷をいかに確保するかが非常に重要だと考えておりますので、先ほど申し上げましたような下り荷をいかに確保していくかといったような取組、あと上り荷につきましてもそうですけれども、この競争の中で会社は運営をしております。

したがって、県としては、そういうベース・カーゴをいかに会社が獲得しやすくするかということについて、しっかりと支援をしていきたいと考えております。

○佐藤委員 しっかり支援をしていくということですが、常に競争しているわけですよね。その営業力が勝ったところが荷物を取っていく。せっかく宮崎に来ていた北九州の分が、また向こうに取り返されたということですが、やはり単価的なもの、それから営業力、それと運送会社、荷主との付き合いとか、ほかの阪九、名門、それからさんふらわあとずっと上からあると思うんですけれども、その辺りにずっと負けている状況では新船に2隻入れてもとても心配なわけです。

その辺りをてこ入れするとか、そういうことでいいのかというようなところまで踏み込んでやっていかないと、上のほうもまた新しい船を造っていくでしょうし、これはもう常に心配な状況が続くと思うんですよね。その辺をもっとしっかりてこ入れしていかないといけない。さらには原因があるはずですよ。単価的なものなのか、その辺りをしっかりつかむ必要があると思うんですけど、どうでしょうか。

○大東総合交通課長 おっしゃるとおり、大分、別府、あと志布志という航路が基本的には競争相手になります。この航路間では奪われたり、取ったりというような競争が常に展開されておりまして、今回この減少部分の中には一部はそういう大分航路なり、志布志航路に流れた部分もあろうかと思えます。

したがいまして、そういうしっかりと営業活動を今後もしていただきまして、そのために——そのためというわけではございませんけれども、今年1月から県職員も派遣し、かつ4月からも県OBの方が会社に入られたということで、まさに荷の営業活動の強化をやっていただいているところがございますので、コロナによる影響もありますけれども、回復基調になったときには、しっかりと営業を強化していただいて、ベース・カーゴの確保に努めていただきたいと思います。

○佐藤委員 そのためにはこういう報告のときに、ほかの船との対比が必要だと思うんです。しっかり頑張っているんだと、しっかりてこ入れしている、支援しているというけれども、実際にどうなのか。そういうところが見えるようなものが必要じゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○大東総合交通課長 個別の航路、例えば志布志航路が何台乗っているとか、そういう状況まではなかなか把握するのは難しいかと思えます。ただ、国交省のデータでは、中九州航路でありますとか宮崎、志布志も含めた南九州航路、その航路全体の台数とかのトレンドはデータとして出ておりますので、そこから差引きすれば、おおむねのデータはつかめると思えます。そういったものも今後はお示ししていきたいと思えます。

○佐藤委員 やはり先んじたところに力を入れて数字を伸ばしているところは、その辺りまでしっかりつかんでいる可能性があるわけですから、宮崎カーフェリーがしっかり経営安定していくためには、そういうところ以上のものをしていく必要があるのかなと思います。

ましてや、共有して議論しているわけで県民全体が心配している状況でありますので、その辺りをつかむ、先んじるというところが必要ですし、さらに営業をしっかりかけて今どのくらいの乗船率なのか、下りはどのくらいなのか、もっと乗らないといけないというようなところですよ。全く分からないところですね。なかなか敷居が高くて乗らないというようなことをよく聞きます。電話して予約を入れても予約が取れない、優先された大きな運送会社だけが乗っていくんですね。自分たちは遠いところまで走っていく、極端に言えば新門司まで走っていくんですねというような状況ですから、やはりその辺の営業努力が足りないのではないかなと思いますので、よろしく願います。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) おっしゃるような点につきましては、課長が答弁しましたように、県も人的体制までてこ入れして今やっております。要は経営力と営業力の強化というところでしょうから、そこについてはオールみやぎの体制の中で、しっかりと宮崎カーフェリーを支援してまいりたいと思っておりますので、県民の方々、委員の皆様にご不安を与えることのないような会社を目指して、これから新船建造に向けて頑張っていこうと思えます。

○山下委員 今、言い訳みたいに働き方改革で土日の便が少なくなったと言われましたけど、あのときは働き方改革で運転手がいなくなるので船が必要なんだと言われたんですね。働き

方改革と言われたんですよ。それを今度は逆にそんなことを言われると、あのときの答弁は何だったのとなるんですよ。土曜も日曜も出てきて議論したのに、今になったら働き方改革のせいで土日の荷がないんですなんて。ならば、土日は半額にするとか、やり方はあるじゃないですか。そういう努力はしないで、働き方改革のせいにされたら困りますよ。

そもそもが、あのときに言ったように、宮崎向けの下り便というのはほとんどないんですよ。ないから、みんな東京、大阪へ行った車は北九州まで走ってきて、北九州から宮崎までの荷を積んだりしているんです。だから、そういう実態を我々はあのときに相当議論したはずですよ。それでもどうしてもやるんだということだったんですから、さっきから意見があるように、もうちょっと営業努力をして。やっぱりこの計画の台数は確保しないと、何年か先に大変な事態で、また議論しないといけなくなりますよ。どうですか。

○大東総合交通課長 働き方改革という御説明をしたわけですがけれども、いわゆるトラック運送業界における働き方改革の進展によってドライバーが不足しているという状況で、やはりフェリーがどうしても必要だというふうな御説明を昨年度はしました。

今回、荷の減少の原因と働き方改革というのは、まさにその荷を出すところです。例えば、メーカーでありますとか、メーカーの工場が今までは土日も全部出荷をしていたところが、土日は出荷をしなくなったとか、そういった働き方改革によって発の荷自体が減るという状況が発生しつつあるという意味合いで働き方改革という御説明をさせていただきました。

あと、委員がおっしゃるとおり、土日が減っ

て空で運ぶぐらいであれば安い運賃を設定するというようなことも会社のほうで検討されているところでございますので、この7万台という基本的なラインの確保に向けてしっかりと県も協力しながら営業活動をやっていきたいと考えております。

○山下委員 本来は私があなたたちに話す問題ではないのよ。経営者なんですよ、これは。経営者はもっと力を込めてやってもらわないと、県はバックアップして応援してあげないと、せっかく宮崎県の人のためになんかといけないからということでやったわけじゃないですか。ですから、経営陣はもっと頑張ってもらわないと大変ですよ。よろしく願いしておきます。

○重黒木総合政策部次長(政策推進担当) ということだと思っております。我々も会社の経営陣に人を送り込んでおりまして、日頃からコミュニケーションをしっかりと取っておりますので、そういった中でどういうふうにやればもっと荷が集まるようになるのか、どういったふうにやればそういった働き方改革とか、いろいろなところに的確に先を読んで対応できるのか、そういったことを議論しながらしっかりとやっていこうと思っております。

○坂口委員 ぜひ頑張ってもらいたい。気がかりなのが、あのときは収支見込みで2%程度の金利でも大丈夫ということを前面に出したから、それを前提とした銀行側の提案があったんだと思うんです。

今もゼロ金利でこのコロナ対策では、その返済も延ばせというぐらい深刻な状況だから、引き続き金利の低減に向けて、これはやっぱり大きいから、そこら辺も含めて、もう一回根本から絶対大丈夫な船なんだというところに持っていくような努力をお願いしておきます。これは

もう一遍決めた契約ルールだから難しいかもしれないけど、今の時代を見ると、またこれは高い金利になったなという気もしますので、ぜひよろしくをお願いします。これは答弁は要りません。

○佐藤委員 今回、新型コロナの関係で宮崎カーフェリーのいろいろな資金に対しては何ら手を打ってはいないんですか。

○大東総合交通課長 今回のコロナウイルスの影響によりまして、若干貨物の台数が減っているという状況はありますけれども、他の交通機関のように大幅に減るといったような状況にはないと聞いております。したがって、運転資金等につきましても確保できているというふうに伺っております。

○佐藤委員 その辺りもしっかり聞きたいし、そういうところの報告も必要だろうと思います。

そして、先ほどからあるように、常に満タンではないわけです。空きがあるわけだから、もっと営業をして、県内もしくは南九州、宮崎港まで来られる範囲内のトラック、運送会社もしくは個人も含めてそういうところへの営業がしっかりされているとは思えないんですね。

今までのお客さん、いわゆる大手の優良な会社だけが常に優遇される。キャンセル待ちとかでずっと待たされて乗れる人たちもいるわけです。そういうところに常に営業しながら、乗れないときに乗せてもらっていた人たちもいるわけだから、そういう人たちにちゃんと営業をしてしっかり乗せていく、常に満タンにしていく。一部の会社だけのためのフェリーじゃないわけですから、その辺をしっかりと経営陣に確認していただく。もっと現場に目を通していただくといいのかなと思いますので、お願いします。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 佐

藤委員がおっしゃるとおりと思っております。旧カーフェリー会社から新しい会社になって負債もあるということですので、これまでの経営というか、営業に加えて新しいところもしっかり開拓しながら、しっかりとした貨物の台数を確保する必要があると思っております。

課長が答弁しましたように、月に2回、取締役などが集まっての経営会議がありますので、その中でしっかり報告を聞きながら、どのような営業をやっているのか我々も確認しながら、かつアドバイスをしながら一緒になって頑張っていきたいと思っております。

○佐藤委員 いろいろなお客さんから聞くのは、どうしてもお高くとまっていて乗せてあげている、単価も高い、融通も利かないと、そういう感じなんですよ。そこ辺りに問題があったとすれば、そこを改善してほかの船に負けないように、やはりお客さんを大事にする、踏み込んだ泥臭い営業をしてしっかり集めて乗せていく、1便1便上りも下りもしっかり満タンにしていく。そういうところがないから、やはり厳しくなったのではないかと。原因があるわけですから、その辺がしっかり改善されていくように確認しながら打合せしながら努力してもらいたいと思います。

○丸山委員 国民スポーツ大会準備課の陸上競技の施設について少しだけ質問させていただきます。

今回、初めて概要を見せていただいたんですけど、構造まで見せていただいたんですが、これはもう鉄筋コンクリートで決まりなのか。公共施設の場合は、木造化と木質化を検討するという大前提があると認識しているんですが、宮崎県はスギ素材生産量29年連続日本一の県なので、そういう杉とかを使うという考え方はま

だ出ていないと思っているんですけど、それは今後出てくるのか、もう全くないと理解しているのか、どちらなんでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 陸上競技場につきましては、基本構造は御説明のとおりなんですけれども、できるだけ木質化についても検討すると。

あと、延岡でも体育館を造っておりますけれども、その辺りも含めまして、木質化について前向きに検討するというところで取り組んでいるところがございます。

○丸山委員 先ほど言いましたように、宮崎県は本当に木材県としての地位を占めております。国立競技場ですら木質化をして全国の杉とか木が使われていると聞いておりますので、そういったことを含めて——せっかく新しい陸上競技場を造るということであれば、26市町村の木を少しでも使っていくというような視点も含めて、今後、木質化についてできるだけ検討していただくようお願いしたいと思っております。

○佐藤委員 今、丸山委員が言われたように、木が使われているのかどうかというのは後々大事になってくると思いますし、スギ素材生産量29年連続日本一というのは、やっぱり宮崎県の売りでもあるわけですから、まだ間に合うのであれば、その辺りをしっかりやっていくことができるんじゃないでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 3施設の建設を同時に進める中で、トータルの建設コストあるいは維持管理コストも含めて——もちろん、国民スポーツ大会の基準を満たすという前提もございまして、そういった中で総合的に最適な方法を今検討しているところがございます。

先ほども御説明しましたけれども、例えば体

育館ではそういった構造的なところについても、かなり木質化の検討を進めているところでございます。陸上競技場につきましても、木質化が可能な部分についてはできる限りそういった検討を進めてまいりたいと考えております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、その他で何かありませんか。

○坂口委員 お配りした2枚の資料ですけど、資料2と記載されているものが、一般質問の作業に入ったときにもらったものです。

これを小学校高学年ぐらいの算数レベルで見ていったんですけど、県の予算が9億1,000万円余りで、30%のプレミアムがついて1万円で売ったものが最終的に1万3,000円の価値があります、それで使えますと。発行総額は約50億円ですというところまで来て、ああそうかと思って、あとは流れですけど、一番下のイメージ図に行ったんです。

購入者負担が100%ということで、そうしたら総事業費の50億円を購入者が負担する。プレミアム分が30%ということで、これに30%を乗せて最終的には65億円の価値、商品というか、購入価値が出てくるんだなと思って、それから、質問の作文づくりに入ったんです。総額65億円のプレミアム付商品券の発行事業に着手されているということで、これは大いに評価できるけれども、というようにところから作っていたんですよ。

その後の趣旨確認に入ったときに、商工観光労働部が、いや65億円は違いますよと言うんですよ。算数で計算したら65億円だよと言ったら、いや、プレミアム分を含めて全体で50億円だと言いついて、そんな算数の計算はないぞと言っ

たんです。せめて、ここに購入者負担が130分の100、プレミアム分が130分の30と書いてあれば、それは小学校でも中学校でもそんな算数を教えるだろうけど、それは間違いだと言うから一応50億円に修正して質問に臨んだんです。

そのときに、これはちょっと混乱しますよねと言うから、いや、それは混乱ではなくて、紛らわしい広告じゃなくて違法広告に当てられないかと言ったら、それは改めますと言っていたけど、昨日まで改めていないんですよ。そして、今日の商工建設常任委員会で間違いがあったという形で差し替えたみたいですけど。それでも指摘してからかなり時間がたっていて、そして私は質問の内容まで変えたんですよ。でも私の解釈は間違えていないなど。でも、作った人がそういう解釈なら合わせるかということ。

ホームページに出していると言ったから、それは問題だと思って。私はそんなの見ないから分からないですけど、もう情報が出ていっているし、ひょっとするとメディアの皆さんたちもこの図で50億円というのがなかなか理解ができないと思った方もいるかもしれません。

こういうことで、今日の商工建設常任委員会で間違いだったから差し替えをと言うけれど、これは少なくとも議会に出された資料だったら公文書ですよ。私から言わせれば、これは絶対に違うと思うんですよ。これだと購入者が50億円負担しますと、そして付加価値を行政側が30%乗せて、それで65億円という解釈が正しいと思うんです。

それはもう譲るとして、今日持ってきた資料に購入者負担1万円、プレミアム分3,000円と書いてある。でも、これはここに書いてあることであって、やっぱりここでは50億円を基軸にした説明にしておかないといけないんじゃないか

なと思う。だから、消費者保護法、これは生活・協働・男女参画課ですかね。これは一旦ネットで発信してしまっているんですよ。もう回収できないんですよ。だけれども、これは間違いだったということをどう載せていかれるのかです。

こういったときのリスク管理はどうなっているのか。県のホームページで事実と違うこと、あるいはJAROが言うように、紛らわしい広報です。これはどんなリスク管理をやられるのかなというのを聞いたかったんです。

○山崎生活・協働・男女参画課長 当課では消費者行政を所管しておりまして、消費者保護ということで若干一般論的な話になろうかとは思いますが、基本的には消費者行政の目的としましては一般消費者の被害を防止するとか、あるいは消費者の皆さんの利益を守ることが大きな目的であります。そういった意味では事業者の皆さんが提供する商品なり、サービスについて適正な表示、間違いのない表示をするということが大前提、重要な要素になるかと考えているところです。

表示につきましては、当課で景品表示法という一般的な表示を定める法律を所管しておりますけれども、この法律におきましては一般消費者に対して例えば過大に有利であるとか、この商品は優良であるとか、そういった表示をしてはいけないということになっておりまして、そういう疑いのある表示がございましたら当課のほうで調査をしまして、表示が不適正ということであれば必要に応じて事業者のほうにその是正措置を求めると、そういう流れになっております。

景品表示法におきましては、特に行政に対しては、先ほど委員がおっしゃったリスク管理と

いった観点での措置は特にございません。ただ、このプレミアム付商品券につきましては、このフロー図にありますとおり、最終的には末端の消費者の皆さんが、こういった資料を基に判断をされて購入を検討されることになると思いますので、当然、委員がおっしゃるとおり間違いがあつてはいけませんし、不適正な表示があつてはいけないと思います。今回の表示の仕方は非常に誤解を生じる書き方になっているのではないかなと思います。

当課としましては、今後、各部局が行います、こういった周知の在り方や表示について特に注意をいたしますとともに、助言等を行っていきたくと考えているところであります。

○坂口委員 そこは何か言葉が微妙で解釈、定義が分からないんですけど、間違いを起こしやすいじゃなくて、まず、この資料を見て総額幾らで計算されるのかということです。これは算数の計算として。65億円なのか50億円なのか、商品券のイメージのところですよ。だから、資料をずっと見ていったときに、上から見ていって50億円分出すんだと思ったら、購入者負担で100%、これが50億円なんだなと。それに30%乗せるから130%になって65億円だなと計算しました。

まず、これが紛らわしいからそんなことになったのか。まず、どちらが正しいのかと。紛らわしい領域なのか、間違いと正解なのかということはどうされるか。これは消費者保護で言っているんじゃないですよ。まず、消費者は行政との間でこれをやっているから、それをどう考えられましたかということをお尋ねしたいと思います。どう受け止められますかということです。数字だから1円違っても駄目ですよ。どっちが正しいのかということです。

○山崎生活・協働・男女参画課長 正しいかどうかと、ちょっと私もこの場で見たものですから率直に申し上げられないんですけど。ただ、イメージ図としては、改められた資料のほうが分かりやすいと思いますし……

○坂口委員 いやいや、そうではなくて、そこはまたこの後。さて皆さん、プレミアム付商品券の130%の金額は総額で幾らでしょうという算数の問題だったら、答えを幾らと書き込みますかということ。50億円なのか、65億円なのかということをまずは聞いているんです。

○山崎生活・協働・男女参画課長 この図だけを見ますと、委員がおっしゃるとおり、上のほうで50億円と書いてありまして、130%と書いてありますから、当然65億円と見られる方が多いのではないかなとは思っています。

○坂口委員 さっき言ったように、算数のテストだったら2つの答えはないですよ。これは算数の答えだったら私の解釈からすると、今まで習ってきたことからすると130分の100、130分の30と書いていない限りは65億円しか答えはありません。私が算数の先生だったら、50億円はバツをつけますということは今言っているんですよ。あなたはどちらにバツをつけますか、マルをつけますか。でも、それはそれでいいでしょう、置いておいて。

私は質問の数字まで変えたんですよ。時間もなかったし、5月末か6月初めでした。そのときに修正をしましょう、紛らわしいねと、紛らわしいじゃなくて、これはうそだよと言ったけど、昨日の時点でもまだホームページの修正をしていなかったんですね。これはいけないと思ったら、今日の委員会でやりましたということと、あくまでもこれは参考資料だと言い出したから、いや、それは違うぞと言って。

それで、やっぱりそれは駄目だと。これはJAROだったら大変だよということから、とばかりで言ってしまったけど、どこかがリスク管理をやっていないと、こういう間違いをどうやってただすのか。全議員にこの資料を渡したわけだから、やっぱり訂正しておかないといけないということです。どこかかがやらないといけないなと思ったのと、この9億1,710万円という数字は、65億円から出ますかとなったときに50億円をベースにしているから出ないんですよ。

そういうことがあったからだけれども、情報が無差別に届いていってしまう、ネットに載せてしまったということになると、こういうものが出る前に、この資料をホームページに出してもいい、悪いというチェックをしておかないと間に合わないんじゃないかなと。それは消費者保護とかじゃないんですよ。そういったことを専門的にやっておられるから何か問題意識を持ってこれは整理してくださいと、リスク管理の一つとしてやってくださいということは今言っているわけです。こういったものをどうするのか、こうするのかじゃなくてリスク管理をしっかりする。もう出てしまったら回収できない。

そして今、新しい生活様式だのと言って、そういうものに乗っかっていこうとするわけですよ。だから、私はこれを重大なこととして受け止めましたということです。

○重黒木総合政策部次長（政策推進担当） 県のホームページに載せている情報ということで、ホームページも所管していますのでお答えさせていただくと、ホームページに載せる情報については事前に各部から相談を受けて、基本的に内容のチェックはそれぞれの担当部局ほど詳しくはできないんですけれども、形式的には必要

な情報はきちんと記載されているのかはチェックしながら載せていくという体制になっていますので、そこはしっかりと機能を発揮できるようにしていきたいと思っております。

この資料につきましては、結局、予算の説明資料なのか、県民の方々に対する商品券の説明資料なのかというところがちょっと曖昧なまま作られていて、委員のおっしゃるように間違っただけの内容の資料になっているというところは否めないと思いますので、今後また担当部局とも話をしながら、より分かりやすいというか、正確な情報が載せられるように、しっかりと丁寧にやっていきたいと思っております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様方、お疲れさまでございました。
暫時休憩いたします。

午後2時34分休憩

午後2時42分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 総務部でございます。よろしくお願いたします。

御審議をお願いしております議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料をめくっていただきまして目次を御覧ください。

まず、1の予算議案でありますけれども、令和2年度6月補正予算案の概要につきましては後ほど御説明いたします。

2の特別議案につきましては、3件お願いしております。

3の報告事項は、令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書など2件につきまして、また4のその他報告事項では、みやざき行財政改革プラン(第三期)に基づく行財政改革の取組についてなど2件について御説明させていただきます。

それでは、1ページをお願いいたします。

令和2年度6月補正予算案の概要について御説明いたします。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は2件ございます。まず、議案第1号「令和2年度一般会計補正予算(第4号)」につきまして、この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴うもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計で107億4,466万7,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金が4,640万7,000円、国庫支出金が100億8,047万5,000円、寄附金が100万円、繰入金が3億2,357万円、諸収入が1,161万5,000円、県債が2億8,160万円であります。

次に、議案第12号「令和2年度一般会計補正予算(第5号)」の概要についてでございます。

この補正は、国の令和2年度補正予算(第2号)に係るものなど、緊急に必要とする新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計で193億9,338万7,000円の増額であります。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金が133億9,338万7,000円、諸収入が60億円あります。これらの結果、一般会計の予算の

規模は6,530億9,478万6,000円となります。

次に、ページを飛びまして6ページをお願いいたします。

参考と書いてありますけれども、こちらの資料で6月補正予算案のポイントにつきまして御説明させていただきます。

まず、1、予算案の概要でございますが、(1)予算規模等につきまして、議案第1号の予算のうち、コロナ対策分として41億6,348万9,000円、次の議案第12号としまして、全額コロナ対策分であります193億9,338万7,000円でございますので、両議案を合わせたコロナ対策に係る予算額は235億5,687万6,000円になります。

その次の表を御覧ください。

表のコロナ対策の行を見ていただきまして、右から2列目でございますが、今年度の一連のコロナ対策の予算額は337億円余となります。これに左から2列目の令和元年度3月の専決分3億円を加えますと、コロナ対策に係る予算額は340億円余となります。

次に、ページ中ほどにあります、2、新型コロナウイルス感染症対策の内容についてでございます。

対策の概要につきまして、4つの柱に基づき整理しております。

4つの柱と申しますのが、その下の(1)感染拡大防止策と医療体制の整備から、7ページにあります(2)～(4)について4本の柱として整理しているものでございます。

まず、(1)感染拡大防止策と医療体制の整備についてであります。

これにつきましては、議案第1号において、①の感染拡大防止の徹底や、②の新しい生活様式の実践に向けた取組としまして2億円余でございます。

議案第12号で県内における感染拡大防止策と医療体制のさらなる強化としまして120億円余を計上しており、両議案を合わせまして123億円余を計上しているところでございます。

7ページの(2)雇用維持・人材育成と事業継続のための支援についてであります。

こちらにも議案第1号におきまして、雇用維持と人材育成のための支援のほか、地域の公共交通事業者や中小企業・小規模事業者等への支援としまして5億円余を、議案第12号としまして、暮らしへの緊急的な支援や中小企業・小規模事業の資金繰り・事業継続を強力に支援するための取組としまして72億円余を計上しており、両議案を合わせて78億円余を計上しているところでございます。

次に、(3)地域経済の再始動・活性化に向けた支援としまして、議案第1号において、地産地消・応援消費のさらなる推進と観光みやぎの再始動を図るための支援としまして、17億円余を計上しております。

(4)持続的な経済・社会づくりに向けた取組としましては、議案第1号において、県内産業の基盤強化のための取組や新たな働き方・暮らし方を促す取組、子どもたちの学びを支える取組としまして16億円余を、議案第12号において、子どもたちの学びを支える取組としまして2,000万円余を計上しており、両議案を合わせて16億円余を計上しております。

一番下の3、その他補正についてであります。これは議案第1号におきまして、国の内示に伴う補助公共事業の増額や国庫補助事業の決定に伴うものなど、必要な経費を措置するものとして65億円余を計上しております。

なお、このうち約50億円は、国の交付金を受け入れることに伴い、財政調整基金や観光基金

に積み戻すための積立金となっております。

2ページにお戻りください。

ただいま参考資料で御説明いたしました歳出の概要を款別に整理したものでございます。

予算案の概要につきましては以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、担当課(室)長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○野崎委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○石田財政課長 財政課でございます。私から3点、御説明を申し上げます。

1点目が、6月補正予算案の歳入予算の全体像について、2点目が、6月補正予算案のうち、財政課関係の歳出予算について、3点目が、5月の専決処分に係る承認を求める報告についてでございます。

まず、1点目でございます。

お手元の常任委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

議案第1号及び議案第12号の歳入予算について御説明を申し上げます。

まず、太枠内の議案第1号の欄を御覧いただきたいと思っております。

自主財源につきましては、分担金及び負担金が4,640万7,000円、寄附金が100万円、繰入金3億2,357万円、諸収入が1,161万5,000円でございます。

次に、下の依存財源でございますが、国庫支出金が100億8,047万5,000円、県債が2億8,160万円いずれも増額でございます。

次に、同じ太枠内の議案第12号の欄を御覧い

ただけますでしょうか。

自主財源につきましては、諸収入が60億円、下の依存財源でございますが、国庫支出金が133億9,338万7,000円でいずれも増額となっております。

今回の補正による歳入の合計は、両議案合わせて301億3,805万4,000円となっております、補正後の一般会計の予算規模でございますが、補正後の欄の一番下でございますとおり6,530億9,478万6,000円となります。

4ページをお願いいたします。

歳入の科目別の概要の御説明でございます。

まず、一番上の分担金及び負担金でございます。

議案第1号におきまして、林道の開設、港湾建設など、公共事業に係る市町村からの負担金の増によるもので、4,640万7,000円の増額となっております。

下の寄附金でございますが、議案第1号におきまして、神楽を地域で継承していくための事業に対しまして、企業版ふるさと納税を受け入れるもので100万円の増額となっております。

次に、下の繰入金でございますが、議案第1号におきまして、コロナ対策関連事業において国の交付金の限度額を超える事業費や、公共事業などの増額補正に伴う県費負担分としての財政調整積立金繰入金の増等によるもので、3億2,357万円の増額となっております。

次に、下の諸収入でございます。議案第1号におきまして、大阪の国立文楽劇場での神楽公演の実施に伴う受託事業収入の増等によるもので、1,161万5,000円の増額となっており、議案第12号におきまして、県制度融資の融資枠拡充に伴う貸付金元利収入により60億円の増額となっております。

次に、一番下の国庫支出金でございます。議案第1号に係るものが100億8,047万5,000円の増額、議案第12号に係るものが133億9,338万7,000円の増額となっております。

まず、議案第1号に係るものから御説明を申し上げます。

国庫負担金でございますが、林道開設、港湾建設事業などの負担金の増に伴うもので2億2,620万円の増額となっております。

次に、国庫補助金でございます。

まず、総務費国庫補助金であります。コロナ対策事業費として、4月補正で一般財源で立て替えていた分と、今回の補正における財源として、地方創生臨時交付金を受け入れること等に伴うもので、61億2,564万円の増額であります。

次に、下の衛生費国庫補助金であります。感染拡大防止策と医療体制の整備に係る事業費としまして、4月補正で一般財源で立て替えておりました分の財源として、厚労省所管の緊急包括支援交付金を受け入れること等に伴うもので、10億6,410万5,000円の増額であります。

次に、農林水産業費国庫補助金であります。加工・業務用野菜の供給力強化のための冷凍貯蔵施設等の整備等に伴うものでございまして、16億2,421万2,000円の増額であります。

次に、一番下、商工費国庫補助金でございます。売上減少などの影響を受けた県内の中小企業・小規模事業者の販路回復ですとか、ICT活用等への支援等に伴うものでございまして、5億2,004万1,000円の増額となっております。

5ページをお願いいたします。

土木費国庫補助金でございます。道路の老朽化対策や防災・減災対策等に伴うもので、4億4,662万7,000円の増額であります。

下の、教育費国庫補助金でございます。県立

農業高校の設備整備等に伴うもので、6,465万円の増額であります。

次に、委託金であります。高校における大学と連携した課題研究等の実施に伴うものでございまして、900万円の増額となっております。

続きまして、議案第12号に係るものを御説明申し上げます。

まず、国庫負担金であります。PCR検査について、地域外来・検査センターを設置することに伴うもので、6億3,000万円の増額であります。

次に、国庫補助金でございます。

まず、総務費国庫補助金であります。公共交通事業者等の感染拡大防止の取組への支援や、小規模事業者事業継続給付金の事業費の増額等に伴うもので、8億7,343万4,000円の増額であります。

次に、民生費国庫補助金であります。低所得者の独り親世帯に対する給付金の支給等に伴うものでございまして、3億2,615万7,000円の増額であります。

次に、衛生費国庫補助金であります。医療従事者等への慰労金の支給や救急・周産期・小児医療機関等に対する院内感染防止対策への支援等に伴うものでございまして、118億4,779万6,000円の増額であります。

次に、商工費国庫補助金であります。県の制度融資の融資枠拡充分の利子補給に伴うものでございまして、2億6,600万円の増額であります。

次に、教育費国庫補助金であります。例年どおりの開催が困難となりました高校総体等の代替大会開催への支援に伴うものでございまして、1,700万円の増額となっております。

最後に、一番下、県債でございますが、議案

第1号におきまして、林道の開設事業、それから港湾の建設事業などの公共事業の増に伴うもので、2億8,160万円の増額となっております。

1点目の歳入予算につきましては以上でございます。

続きまして、2点目、財政課関係の歳出補正予算について御説明を申し上げます。

資料が変わりまして、お手元の令和2年度6月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。

17ページでございます。

財政課の6月補正予算は、補正額の欄の上から2行目になりますが、一般会計におきまして47億2,435万3,000円の増額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、同じ行の右から3列目、一般会計で886億2,394万2,000円となります。

19ページをお願いいたします。

予算の内容でございます。

(事項) 財政調整積立金でございます。先ほど、歳入予算の国庫補助金のところで御説明いたしました。今回受け入れます国からの地方創生臨時交付金のうち、4月補正予算で一般財源で立て替えていた分を積み戻すものでございます。

財政課の歳出補正予算につきましては以上でございます。

最後に、3点目でございます。

資料戻りまして、常任委員会資料の11ページをお願いいたします。

報告第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)の専決処分の承認を求めることについて」でございます。

これは、コロナ対策に係る経費につきまして、5月15日付で専決処分をしたことから、地方自治法の規定に基づき議会へ御報告し、その承認

を求めるものでございます。

まず、1の歳入でございますが、国庫支出金が8億1,681万1,000円、繰入金が77万4,000円となっております。

2、歳出でございます。

総務費が、飲食店等の「新しい営業スタイル」への移行のための資機材の導入等、それからプレミアム付き食事券の発行を支援するための経費としまして4億281万8,000円。

続きまして、民生費でございますが、社会福祉協議会等に配布するためのマスクを購入するための経費といたしまして810万3,000円。

続きまして、衛生費が新しい生活様式の定着に向けて、テレビCMですとか新聞広告等を通じた県民の方への周知広報を行うための経費といたしまして1,502万3,000円。

続きまして、商工費でございますが、小規模事業者事業継続給付金の支給に係る事業費の増額といたしまして3億708万4,000円。

続きまして、教育費でございますが、県立学校における通信環境や貸出用タブレット等の機器の整備、福祉科等の校内での実技実習に必要な環境整備のための経費として、8,455万7,000円を計上しております。

補正予算の総額は8億1,758万5,000円であり
ます。

財政課からは以上でございます。

○三井税務課長 議案第4号及び報告第2号につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

まずは、委員会資料の10ページをお開きください。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、地方税の課税免除又

は不均一課税に伴う措置の適用について定めた総務省令が改正されたことにより、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容は、省令の一部改正に伴う適用期間の期限の延長についてですが、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令について、地方税の課税免除や不均一課税の適用となる期間の期限が2年延長される改正が行われたことから、関係規定の改正を行うものであります。

具体的には、資料の中ほどの表に記載しておりますとおり、適用期間の期限を令和2年3月31日から令和4年3月31日へと2年間延長するものであります。

地域再生法は、企業の本社機能が東京に一極集中していることから、これを地方へ移転することをはじめ、地域の計画的な企業誘致と合わせて事業者の地方拠点の強化を支援することを目的としており、これを促進するために課税の特例措置が講じられているところであります。

その概要につきましては、2つ目の表を御覧ください。

対象業種の指定はございませんが、対象となる施設や設備につきましては、本社機能を有する事務所、研究所、研修所、工場内の研究開発施設の新設・増設が対象とされており、かつ、それらの取得価額が3,800万円以上、中小企業は1,900万円以上のものであることなどとなっております。

適用税目につきましては、課税免除が不動産取得税、不均一課税が事業税、不動産取得税、大規模の償却資産に係る県の固定資産税となっており、適用地域につきましては、諸塚村、榎葉村を除く県内全域となります。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から

施行し、令和2年4月1日に遡及して適用することとしております。

続きまして、委員会資料の12ページをお開きください。

報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

内容は、宮崎県条例の一部を改正する条例の専決報告です。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行される規定につきまして、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決による改正を余儀なくされたものであります。

2の改正の内容ですが、まず、(1)につきましては、電気供給業うち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しについてであります。

法人事業税につきましては、収入から経費等を引いた所得に対して課税することが通常ですが、電気供給業では事業が地域独占で行われていたこと、保有する設備や従業員の規模に比べて所得が低く抑えられること、課税分を電気料金算定時に消費者に転嫁しやすいことから、収入金額に対して課税することとされておりました。

しかし、平成7年に発電部門、平成28年4月に小売部門の完全自由化が行われ、さらに令和2年4月に送配電部門の法的分離がなされたことから、異業種からの参入により、ほかの多くの業種と同様に競争環境下に置かれるにもかかわらず、依然として電気供給業に収入金額課税が適用されるのは、新規参入者との課税方式や負担における格差が生じ、公平ではないことから、これまでの一律に収入金額に課税する方式

から、一定の収入金額課税は残しつつ、資本金の区分に応じて付加価値割額等を合算する課税方式に法改正されたものであります。

続きまして、(2)につきましては、ゴルフ場利用税の非課税対象者が拡充されたことに伴う改正であります。

ゴルフ場利用税につきましては、これまでも18歳未満の者、70歳以上の者、障がい者、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手、学校の教育活動としてゴルフを行う学生等を非課税対象者としてきたところですが、このたび国民体育大会のゴルフ競技で公式練習に参加する場合、公式練習を含めた東京オリンピックや国際競技大会に参加する選手につきましても非課税とされたことから、改正を行ったものでございます。

次に、(3)につきましては、不動産取得税に係る特例措置の適用期限の延長であります。

取得した土地の上に特例適用住宅を新築した場合、土地の不動産取得税を減額するなどの特例措置の適用期限を延長するものであります。

改正前は、平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に土地の取得が行われた場合を対象としておりましたが、改正後は、適用期限を2年延長し、令和4年3月31日までに土地の取得が行われた場合に減額等の対象とする改正を行ったものであります。

続きまして、(4) その他所要の改正につきましては、法改正に伴う項ずれや改元に伴う改正を行ったものであります。

最後に、3の施行期日ですが、地方税法が令和2年4月1日から施行することとなっておりますので、条例も同日から施行することといたしました。

以上であります。

○野崎委員長 執行部の説明が終了いたしました

た。

議案等について質疑はありませんか。

○佐藤委員 今の税務課の説明ですけれども、改正内容の説明をされるときに、例えば、「本社機能が東京に一極集中しているから地方に分散するために」という文言を言われましたよね。それを資料に書くわけにはいかないのかな。電気供給業の税率が変わったというところもですが、文字で書いてあると分かりやすいから、あるといいかなと思ったんですけど。

○三井税務課長 申し訳ありません。今回はこちらの表の中には御説明の内容は入れておりませんで、口頭だけで説明させていただきました。

○佐藤委員 入れることはできるんですね。

○三井税務課長 どの程度まで入れられるのか、今後ちゃんと検証して分かりやすい資料にしていきたいと思います。

○佐藤委員 お願いします。文章で出して問題のない内容は記載していただいたほうがいいし、資料を頂けるとありがたいです。

○三井税務課長 今、御説明差し上げた内容は公表できるものでございますので、後ほどペーパーにしたものをお渡しするというところでよろしいでしょうか。

○野崎委員長 先ほど、佐藤委員より資料の要求がありました件についてお諮りします。資料は、全委員に提供ということではよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、後ほど各委員へ配付をお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○蕪財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

常任委員会資料の14ページをお開きください。

当課からは、上段の令和元年度宮崎県繰越明許費繰越計算書でございますが、令和元年11月の定例県議会におきまして御承認いただきました繰越明許費の額が確定しましたので、御報告するものでございます。

これは防災拠点庁舎整備事業において、掘削工事における地中障害の除去による遅れなど、防災拠点庁舎本体工事や、5号館改修工事との作業工程の調整などで本体工事の工期を延長したことによるものでございます。表の中ほどにありますとおり、繰越額は41億7,540万6,000円となっております。

なお、本事業につきましては、庁舎本体はほぼ完成し、現在、設備の試験運転・調整を進めており、7月には5号館改修工事、外構工事を含めた一連の工事が完成する予定でございます。

その後、8月の閉庁日を利用して、落成式や引っ越しを進める予定としておりまして、具体的には8月1日、2日の2日間で落成式と県民見学会を、その後、8日から10日で危機管理局、県土整備部等の引っ越しを、また15日から16日には福祉保健部、病院局等の引っ越しを行いまして、新庁舎での業務を開始する計画でございます。

当課からの説明は以上でございます。

○佐藤消防保安課長 消防保安課でございます。

14ページの下段、令和元年度宮崎県事故繰越し繰越計算書でございます。

これにつきましては、地域防災力の充実強化を図るため、市町村や消防本部において消防防災活動に必要な資機材等の整備に対して県が補助をする事業を実施してはりましたが、新型コ

コロナウイルスの影響により、資機材の一部であるレインウェアが年度内に納入できず、事故繰越しとなったもので、繰越額は652万2,000円です。

説明は以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了いたしました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○長谷川行政改革推進室長 行財政改革プランに基づく行財政改革の取組状況について御説明いたします。

常任委員会資料の15ページを御覧ください。

現在、県では第三期のプランに基づきまして、令和4年度までの4年間に4つの視点で改革プログラムに取り組むこととしております。

本日は、令和元年度の主な取組につきまして、次ページ以降で説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

1つ目の視点、効率的で質の高い行政基盤の構築について、まず、簡素で効率的な行政組織の整備としまして、①に列記してありますように、国民スポーツ大会に向けた体制強化や、児童虐待への相談支援体制の強化に向けた組織改正を行いました。

また、②知事部局等の職員数につきましては、当面3,800人程度で定員管理を行うこととしておりまして、本年4月1日現在で3,798人となっております。

次に、危機事象への対応としまして、各種の訓練を実施しましたほか、③にありますように、

本年8月の供用開始に向け、防災拠点庁舎の整備にも取り組みました。

次に、17ページを御覧ください。

信頼性を高める行政運営としまして、①コンプライアンス意識の徹底に取り組むとともに、③にありますように、本年4月から導入されます内部統制の実施に向け、昨年度は試行を実施し、必要な体制整備を行いました。

内部統制につきましては、今後、各所属でリスク対応策に基づいた適正な事務の執行と自己点検を行い、その点検結果を踏まえて作成しました評価報告書を、監査委員の意見を付して、翌年度の9月議会で県議会に報告することとしております。

また、(4)にありますように、政策評価や公共事業評価などにより、県政運営の透明化を図ったところであります。

18ページを御覧ください。

2つ目の視点、県民ニーズに対応した行政サービスの提供としまして、知事とのふれあいフォーラムなどによる県民ニーズの把握と県政への反映や、各種相談窓口の充実や県民が利用する施設の利便性向上に取り組ましました。

次に、右側19ページを御覧ください。

NPOをはじめ、多様な主体との協働事業を実施しましたほか、④にありますように、国民スポーツ大会開催に向けて県が整備を進めますプールにつきまして、PFI手法を導入して整備することとし、その実施方針を定めました。

また、(4)知事と市町村長との意見交換や人事交流などによりまして、市町村との連携強化にも積極的に取り組んだところであります。

20ページを御覧ください。

3つ目の視点、県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進についてであります。

まず、県政を担う人材の育成・確保としまして、②にありますように、本年度から公務員試験対策が不要な採用試験の導入をはじめ、試験制度の大幅な見直しを行ったほか、④の会計年度任用職員制度を導入しまして、本年4月から運用を開始しております。

次に、女性職員が活躍できる職場環境の整備としまして、女性職員を対象とした研修会の開催や積極的な登用に努めたほか、第4期の特定事業主行動計画となります「県庁職員子育て応援・女性活躍推進プラン」の策定を行いました。

次に、職員の意識改革と働きやすい職場づくりとしまして、②にありますように、県庁における働き方改革の方針に基づき、夏季の朝方勤務の拡大やサテライトオフィスの利用促進など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みしました。

今回の新型コロナウイルスへの対策としまして、新たに時差出勤の拡大や在宅勤務制度の導入を行うとともに、4月の補正予算で庁内のテレワーク環境を整備することとしたところであり、引き続き多様な働き方の実現に取り組んでいきたいと考えております。

次に、21ページを御覧ください。

(4)の公務能率の向上としまして、②にありますように、昨年度、庁内の4業務につきましてRPAの試行を行いました。

その結果、総務事務センターの児童手当業務につきまして、処理時間が266時間から8.8時間に削減されるなど、大きな効果が得られたところであり、今年度はさらに20業務で取り組むこととしております。

続いて、22ページを御覧ください。

4つ目の視点、健全な財務基盤の構築と資産の有効活用としまして、自主財源であります県

税収入の確保とコスト縮減を図るとともに、資産の有効活用に取り組みました。

次に、23ページを御覧ください。

財政健全化指針の取組では、3つ掲げております目標のうち、(1)財政関係2基金の残高確保及び(2)県債残高の抑制につきまして、令和2年度当初予算編成後の残高は、おおむね前年度と同水準になっております。

また、(3)健全化判断比率の維持につきましては、平成30年度決算値で実質公債費率が11.9%、将来負担費率が113.7%といずれも早期健全化基準を大きく下回っており、財政の健全性に問題はございません。

また、財政見通しにつきましては、3月の常任委員会におきまして、国民スポーツ大会に係る経費が明らかになっていない中、他県の開催事例を参考に概算で試算したものを前提に見通しを示しております。令和10年度におきましても財政の健全性に問題がないと試算しております。

最後に、24ページにプランの数値目標の進捗状況一覧を添付しております。

説明は以上であります。

○蕪財産総合管理課長 常任委員会資料の26ページをお開きください。

宮崎県東京学生寮の次期指定管理候補者の選定について御説明いたします。

まず、1の現在の管理運営状況についてであります。1の施設の概要にございますように、設置目的は、本県出身者で東京圏域の大学等で学ぶ男子学生の利便性向上を図ることであり、所在地は東京都千代田区JR市ヶ谷駅近くにあります宮崎県東京ビル内で、2名定員の部屋50室、定員100名であります。

現在、第5期の指定管理者は、ジャパンプロ

テクシオン株式会社で、東京に本社があり、警備業務等を行っている企業であります。

指定期間は、平成30年度から3年間、業務内容は、学生寮の寮監業務や施設管理業務等であります。

(2)の施設利用状況でございます。

入寮者数は、毎月末日の人数を合計しまして1年間の延べ人数としておりますが、平成30年度は949人で稼働率79.1%、平成31年度は868人で72.3%となっております。

平成27年度からの入寮期間の延長等により、入寮期間が3年以上となる入寮者が増加しているところでもありまして、特に平成30年度におきましては、前年度からの退寮者数が少なかったこと、それに加えて平成30年度の新規入寮者数が多かったことなどにより、入寮者数が増加したものであります。

(3)の施設収支状況であります。平成31年度は収入が2,664万3,000円で、その内訳は、県からの指定管理料が921万5,000円、寮費等の利用料金が1,742万8,000円であります。

また、支出は2,484万9,000円で、収支差額は179万4,000円の黒字となっております。

黒字の主な要因としましては、経費の節減に努めてきたことが主たるものと考えますが、入寮者数の増加による利用料金の収入が増えたことも影響したのかなと考えているところであります。

また、(4)にありますように、サービス向上策として、寮だよりの発行や個人面談による心のケアなどを実施するとともに、施設整備等として照明のLED化や個人専用ポストの設置などを実施し、また、利用者増の取組としては、入寮者募集受付専用フリーダイヤルの設置や県内高等学校訪問による募集案内などを行ったとこ

ろであります。

27ページを御覧ください。

(5)の評価であります。

入寮生の声を反映して共同浴室の利用時間を変更するなど、柔軟な対応をしていただき、利便性の向上が図られるなど、サービス向上のための多くの取組がなされており、入寮生の満足度も高い状況にございます。

また、細やかな生活指導や健康管理を行うなど、入寮生が安心して快適に利用できる運営を実施しており、施設の維持管理等も適正に行われていると評価しております。

一方、さらなる入寮者数の増加、稼働率向上による十分な収入確保の取組が依然として課題かなと考えておりまして、全体としましては指定管理者制度の導入で、財政支出の縮減とともに、提供されるサービス内容の多様化、利用者の利便性向上等の効果が現れているものと考えております。

次に、2の第六期の募集方針(案)についてであります。

(1)の業務範囲は、第5期と同様、入退寮手続や寮監業務、寮の維持・保全業務であります。

(2)の指定期間は、令和3年度からの2年間としました。

次期指定管理期間につきましては、29ページの中ほどの(9)の次期指定期間についてを御覧ください。

現在、第5期の指定期間は3年間ですが、(9)にございますように、東京ビルにおいては再整備事業を進めておりまして、現在想定している最短のスケジュールでは、次期指定期間の2年目に当たる令和4年度中に再整備事業の事業者の選定などの再整備に向けた具体的な

取組が見込まれるところをごさいますて、このようなことを勘案しまして、次期指定期間を2年間としたところであります。

27ページに戻っていただきまして、ページの中ほどの(3)の基準価格であります。

これは指定管理料の上限額を定めるものでありますが、年額1,137万円で労務単価等の上昇を考慮し、第5期より166万6,000円の増としております。

(4)の利用料金は、寮生1人当たりの月額1万9,450円以下としております。

(5)の募集概要ですが、募集期間を今年の7月9日から2か月間としまして、(6)の資格要件は、①から⑦に掲げる全ての要件を満たすこととしております。

28ページを御覧ください。

(7)の選定につきましては、①の審査の流れにありますように、申請書類等に基づく資格審査の後、外部委員で構成する指定管理候補者選定委員会において審査を行い、その審査結果を総務部長等で構成する指定管理候補者選定会議で確認の上、指定管理候補者を選定することとしております。

29ページを御覧ください。

(8)の選定基準及び審査項目・配点であります。選定基準は、表の左側にありますように、①の「住民の平等な利用が確保されること」から、⑤の「環境保全への対応等がなされること」までの5つを基準とし、審査項目に掲げている項目について審査することとしております。

配点につきましては、④の事業計画を着実に実施するための管理運営能力を有することについて、重点配分をすることとしております。

また、(10)にありますように、東京ビルは、学生寮、職員宿舎、フロンティアオフィス等で

構成される一つの複合ビルでございますが、建物・施設を一体的に管理することが効率的でありますことから、学生寮以外の施設の管理につきましても、指定管理者となった事業者へ管理を委託することとしております。

最後に、3のスケジュールにつきましては、6月11日に第1回の選定委員会を開催し、各委員の意見をいただきながら募集方針等を検討したところであります。

今後、7月9日から2か月間の募集期間を経て、9月中旬に書類審査、9月下旬に第2回の選定委員会による審査を行いまして、10月上旬に選定会議で選定委員会の審査結果を確認した上で、指定管理候補者を選定し、11月定例県議会にお諮りすることとしております。

私からの説明は以上であります。よろしく御願いたします。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○佐藤委員 29ページに選定基準及び審査項目とかがありますが、これはこちら側だけなんですか。それとも募集に関してホームページ、新聞等で広報とありますけれども、その指定を受けたいと、応募したいという人は審査項目とかも見る事ができるのか。

○蕪財産総合管理課長 この募集をホームページで行うときに、その要領の中でお示しすることとしております。

○佐藤委員 それは全ての人が見られるということですか。

○蕪財産総合管理課長 はい、そのとおりでございます。

○佐藤委員 分かりました。

○来住委員 今のに関連しますけれども、候補者選定とは直接関係ないんですが、この東京の

学生寮では今度は女性も入れるんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと確認です。

○蕪財産総管理課長 今年度、新規事業で予算化していただきました東京ビルの再整備の検討を行う事業の中で、これから基本計画とかの選定をすることとしておりますが、事前の調整を行った中で、次期は女性も含めた形での整備を進めたいというふうに考えているところでございます。

○坂口委員 今の財政見通し、これは財政課長に聞いたほうがいいかな。

財政健全化指針で、今後10年間、歳入歳出を5,700億円余ぐらいでずっと見通されているんですが、これは今までの実績に基づいて当然こうなるんでしょうけど、今回の税の徴収猶予は別として産業の低迷による税収減です。これが何年間ぐらい続くのかもちょっと見通しが難しい。だから、そこら辺を国にもしっかりと直視させた上での地方財政計画づくりですよ。この中での需要額も収入額もですけど、しっかりと積み上げさせていって設定させる、また、不足分に対しても定義に基づいた交付税を積み上げていって交付させるということが一つ必要じゃないかなということで、よくやられるシーリング方式というのは絶対に禁じ手だと思うんです。令和3年度以降のまず、地財計画づくりからです。

それで、そこをしっかりと国に約束を取り付けることと、加えて特別交付税です。これも通常想定できなかった突発的な支出に対応するための予算ということで、これは平均的な数字として、たしか交付税総額の6%ですかね、それをまず取っておいて、それを配分していくというやり方だけれども、今回のコロナ禍というのはこれまで想定できなかったものの中でも想定

できなかった新たな想定外だと思うんです。これについてもその枠の中でやられたのでは、台風なんか宮崎に来たときには残っていないとか、そういうリスクが物すごくあると思うんです。

だから、今回は特に国の地方財政計画の考え方、それから交付税の考え方、その中の特別交付税の6%というのを見直すべきじゃないかと。私は積み上げ方式だと思うんですけども、そこら辺をしっかりと国に働きかけていかないと。この見通しは全く正しいんですよ、それでも思惑どおりいかない可能性が出てくるんじゃないかなと気がするんです。

○石田財政課長 委員が御指摘のまず1点目の地方財政計画の関係でございます。

まず今年度の税収の見通し、それから来年度以降の税収の見通しがどういう形で推移していくのか、それは国税もそうでございますし、地方税もそうでございます。特に交付税の原資になります国税の法定率が決まっておりますので、そもそも交付税の原資の一般財源をどうやって確保していくのかということが来年度の地方財政計画にとっては大きな課題になろうと思っております。

そういった意味で、現在、我が宮崎県をはじめ、各自治体が対応しておりますコロナの対策というのが今年度、それから来年度以降どういう形になっていくのか、その事務に見合う財政需要をどういうふうに設定していくのか、まず、我々が足元のところでそういったものをしっかりと固める必要があると思っております。

また、夏に向けまして収入の見通しでございますが、国税あるいは地方税の見通しというのをしっかりと見極めた上で、地方の実情に沿った形で来年度の地財が設定されるように、まず宮

岐県のほうからしっかり声を上げていくこと、我々も声を上げるためにしっかり需要の部分を精査することが重要だと認識しております。

また、2点目に御指摘いただきました特別交付税の分でございます。おっしゃるとおり、今年度の特交については、全体の交付税の6%という形で枠は決まっているところを、今回のコロナの対応でどういう形でその需要を配るのかということになるかと思えます。おっしゃっていただいたように、台風などの風水害ですとか、あるいは雪害とか、基本的に年間を通して予期できない災害について特別交付税が交付される中で、今まさに我々はコロナに年度前半から予期せず対応しているところでございます。そもそも特交総額自体がその需要に見合っていないという問題意識は私どもも持っているところでございます。

まず、今年度の特別交付税の交付につきましても、しっかりその部分を我々の立場から国に声を上げていく、働きかけを行っていくことが重要だろうと思っております。

また、もう1点補足を申し上げますと、今のほうで地方創生臨時交付金ですとか、地方にとってある程度自由度の高い交付金というスキームで、災害見合いの部分で一時的な交付がされておりますが、冒頭に御指摘いただいたようにこの影響が数年にわたって、さらに言うと10年、20年のスパンで続くことが想定されますので、こういう一時的な災害モードでの財政計画で果たしてよいのかと、平時の部分にこれを織り込んでいかないといけないのではないかとこの議論が大切だろうと思っております。

そういった意味でも、我が県の需要の部分をしっかり整理し、さらに同じような水準の財政力の団体等ともしっかり情報共有を図ってい

ながら、国にその実情を伝えていきたいと思っております。

○坂口委員 そうですね、そこだと思うんです。これまでの概念というか、考え方に少し柔軟性を持たせて、まず財政健全化ありきという従来どおりの考え方、本当にこれは固定されるべきものかということと、安全、安心と暮らしの保障というもの、そこでの帳尻合わせをどうやるか。具体的には赤字国債についての考え方もやっぱり新たな考え方が出てくる。

それと地方の不足分に対して将来措置されるような地方での赤字県債、起債の発行の権限です。そういったものを全部ひっくるめてやっていくべきじゃないのかなと。新たな制度、新たな考え方が求められているんじゃないかなと。今まで言われていたように、どの数字がどうなったら黄色だ、赤だということで本当にそれが最優先されるべきものなのかというのが一つあるんですよ。

だから、そういった基本的なところから協議の場でしっかり議論されて、新しいこれからの時代に沿ったような仕組みというもの——もちろん、借金はいけないんです。いけないけれども、何のために健全化を図るのかということと将来の暮らしのためです。だから、将来の暮らしを駄目にするようでは、鶏が先か卵が先かというか、仏を造って魂が入らない、そこに至ってはあまりにも悲しいから、そこはぜひお願いしておきます。

○石田財政課長 委員御指摘のとおり、地方公共団体の一義的な責務と申しますのは、まさに住民の生命、身体、財産を守ると、これが地方自治体の責務であると思っております。そういった意味においては、財源とか財政というのはそのためのツールであるということだろうと思

ます。

そういった中で、現在の枠組みであります財政計画とか健全化の体制とか、そういったものが今回のこのコロナというものに我々が直面する中で、果たしてそれが金科玉条だろうか、それが最適なのだろうかという議論はしっかり足元を見詰め直す必要があるだろうと思っております。

そういった中で、将来の県民という視点も含めて県民の暮らしを守るというところから、まずは県の行うべき事務、先を見据えてやるべき事務というのを整理し、それについてどういった財源の措置を行っていくのか。またそれを継続的にやるためにどういう中長期的な財源の体制を確保していくのかというところをしっかりと課題として受け止めたいと思っておりますし、我々もしっかりそこの整理をし、国にもそういった働きかけをし、そこはもう本当に地方団体として手を携えて、まさに国の全体のガバナンスに関わるような話でございますので、そういった問題意識の下、取り組んでまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

○野崎委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは以上をもって、総務部を終了いたします。

執行部の皆様方、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時40分休憩

午後3時43分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会の日程の最終日に行くことになっておりますので、明日行いたいと思います。再開時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 何もないようですので本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後3時44分散会

令和2年6月19日(金曜日)

午後1時7分再開

出席委員(8人)

委員	長	野崎	幸士
副委員	長	太田	清海
委員		坂口	博美
委員		丸山	裕次郎
委員		山下	寿
委員		佐藤	雅洋
委員		来住	一人
委員		井上	紀代子

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊	大介
総務課主事	合田	有希

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決でございますが、採決の前に賛否を含め、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、採決を行いますが、採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第4号、議案第12号、報告第1号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第4号、議案第12号、報告第1号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時8分休憩

午後1時9分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、延期となっております県内調査について、県北調査を7月15日から16日に、県南調査を8月5日から6日に実施する予定ですが、日程の都合もありますので調査先について、改めて皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、過去5年

分の総務政策常任委員会の調査実施状況と県内調査調査先候補の概要を配付しております。

午後1時12分閉会

また、県外調査につきましては10月に実施予定ですが、現時点で何か御意見・御要望がありましたら、併せてお出しいただきたいと思いません。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

午後1時10分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先等につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、7月20日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。(発言する者あり)

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時11分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

7月20日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 以上で委員会を終了いたします。

署 名

総務政策常任委員会委員長 野 崎 幸 士